

研究所レポート

2011

SHINJUKU

外国人WG報告 (2)

外国人WG報告

～データから見る新宿で暮らす外国人～

新宿自治創造研究所では、外国人ワーキング・グループ（WG）を設置し、新宿区に住む外国人について、統計データの整理・分析及びヒアリング調査を通じて、居住・生活実態や行政ニーズを把握することを目的として作業を進めています。

昨年発行した第1回のレポートでは、外国人の基礎的なデータについて、全国・東京都・特別区と新宿区を比較して分析しました。また、区独自の統計データを用いて新宿区の外国人居住者の特徴を描出しました。

今回のレポートでは、前回のレポートで得られた分析結果をもとに、地域別の特徴や、家族形態、居住年数などの項目を加えて、より詳細な分析を進めています。

具体的には、まず新宿区に住む外国人の全体像を概観した後、登録人口の上位8か国（韓国・朝鮮、中国、ミャンマー、フランス、米国、ネパール、フィリピン、タイ）について、国籍ごとの特徴や傾向を整理・分析します。国籍ごとの分析という枠組みにしたのは、従来外国籍の住民は、「外国人」とひとくくりでみられがちな傾向にありますが、実は国籍ごとに特徴があるからです。また、同じ国籍でも、年齢、来日目的、家族形態などの違いによって暮らし方はさまざまです。本レポートでは、人口の推移、年齢構造、在留資格、居住年数、家族類型、集住地域、という項目から、国籍ごとに特徴や傾向を明らかにしていくことで、国籍によって異なる部分、あるいは国籍に関係なく共通する部分を浮かびあがらせることで、より実態に迫っていきます。

今回のレポートでは国籍ごとに分析を行っていますが、これは国籍による類型化を意図するものではありません。また、当然のことですが、5年後、10年後には、このレポートで示された国籍による特徴や傾向も変化していくものであると考えます。

なお、本レポートでは主たるデータについて、「新宿区住民基本台帳及び外国人登録情報」、「新宿区の統計」、法務省「登録外国人統計」の2010年迄を使用して分析していますが、第1章第1項「国籍別人口割合と人口の推移」、第2項各国の第1節「人口の推移」は最新の2011年（2011年1月1日現在）のデータを使用しています。

目次

1 データからみる新宿区に住む外国人の全体像 3

- ① 国籍別人口割合と人口の推移 / 3
- ② 年齢構造と男女比 / 3
- ③ 在留資格 / 4
- ④ 居住年数 / 4
- ⑤ 家族類型 / 5
- ⑥ 集住地域 / 6
- 参考 外国人登録人口の推移 / 7

2 国籍別にみる新宿区の外国人 8

1 韓国・朝鮮 (14,406人) 8

- ① 人口の推移 / 8
- ② 年齢構造と男女比 / 8
- ③ 在留資格 / 9
- ④ 居住年数 / 10
- ⑤ 家族類型 / 10
- ⑥ 集住地域 / 11

5 米国 (920人) 24

- ① 人口の推移 / 24
- ② 年齢構造と男女比 / 24
- ③ 在留資格 / 25
- ④ 居住年数 / 26
- ⑤ 家族類型 / 26
- ⑥ 集住地域 / 27

2 中国 (12,206人) 12

- ① 人口の推移 / 12
- ② 年齢構造と男女比 / 12
- ③ 在留資格 / 13
- ④ 居住年数 / 14
- ⑤ 家族類型 / 14
- ⑥ 集住地域 / 15

6 ネパール (881人) 28

- ① 人口の推移 / 28
- ② 年齢構造と男女比 / 28
- ③ 在留資格 / 29
- ④ 居住年数 / 30
- ⑤ 家族類型 / 30
- ⑥ 集住地域 / 31

3 ミャンマー (1,236人) 16

- ① 人口の推移 / 16
- ② 年齢構造と男女比 / 16
- ③ 在留資格 / 17
- ④ 居住年数 / 18
- ⑤ 家族類型 / 18
- ⑥ 集住地域 / 19

7 フィリピン (821人) 32

- ① 人口の推移 / 32
- ② 年齢構造と男女比 / 32
- ③ 在留資格 / 33
- ④ 居住年数 / 34
- ⑤ 家族類型 / 34
- ⑥ 集住地域 / 35

4 フランス (1,091人) 20

- ① 人口の推移 / 20
- ② 年齢構造と男女比 / 20
- ③ 在留資格 / 21
- ④ 居住年数 / 22
- ⑤ 家族類型 / 22
- ⑥ 集住地域 / 23

8 タイ (668人) 36

- ① 人口の推移 / 36
- ② 年齢構造と男女比 / 36
- ③ 在留資格 / 37
- ④ 居住年数 / 38
- ⑤ 家族類型 / 38
- ⑥ 集住地域 / 39

在留資格一覧表 40

おわりに 42

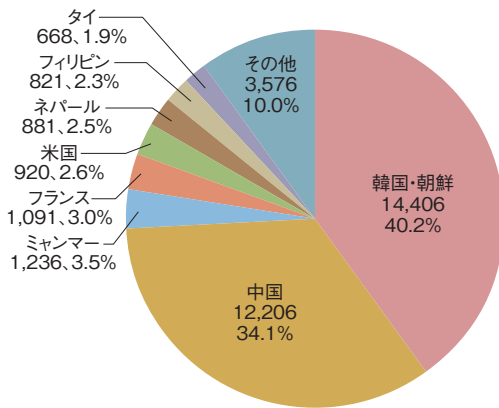
1

データからみる 新宿区に住む外国人の全体像

(35,805人 新宿区の外国人登録人口 2011年1月1日現在)

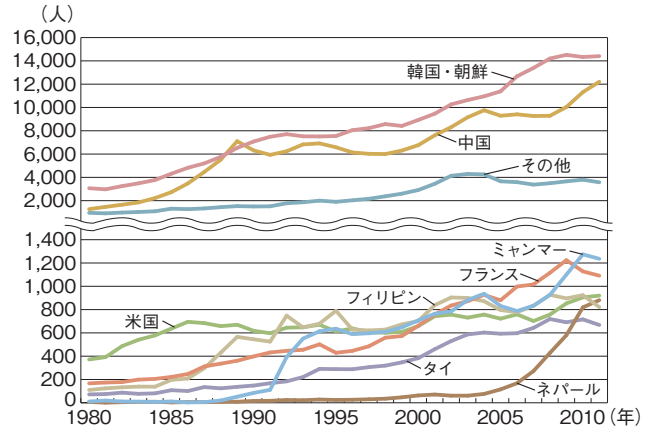
1 国籍別^(注1)人口割合と人口の推移

図表 1-1 新宿区における外国人の国籍別人口割合 (2011年)



新宿区の外国人人口の4分の3は、韓国・朝鮮と中国の人口で占められています。したがって、新宿区の外国人統計で見られる特徴には、韓国・朝鮮と中国の傾向が反映されやすいことに留意する必要があります。

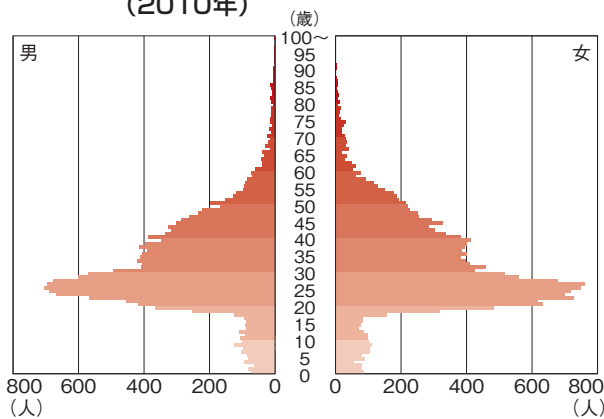
図表 1-2 新宿区における外国人の国籍別人口推移 (1980~2011年)



どの国籍の人口も過去30年間増加傾向にあります。2005年以降はミャンマー、ネパール人口の増加が目立っています。

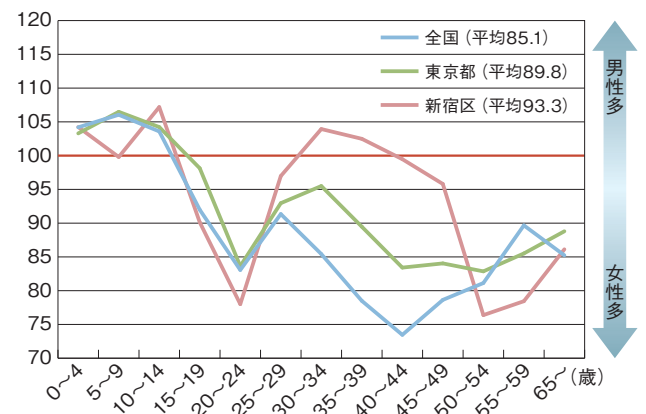
2 年齢構造と男女比

図表 1-3 新宿区における外国人の人口ピラミッド (2010年)



特に20代人口が突出しており、新宿区の20代人口の約4人に1人が外国人となっています。

図表 1-4 外国人の5歳階級別人口の男女比 (2010年)

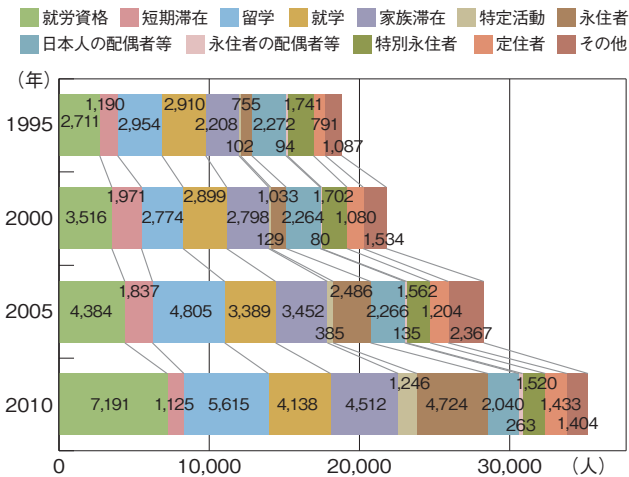


20代前半、50代以上は女性が男性の約2割増となっています。30~40代は、全国や東京都では女性比が多いのに対し、新宿区は男女比がほぼ同じ割合です。

(注1) 「韓国・朝鮮」には、韓国、朝鮮民主主義人民共和国建国前の朝鮮半島出身者も含まれます。「中国」には台湾出身者も含まれます。

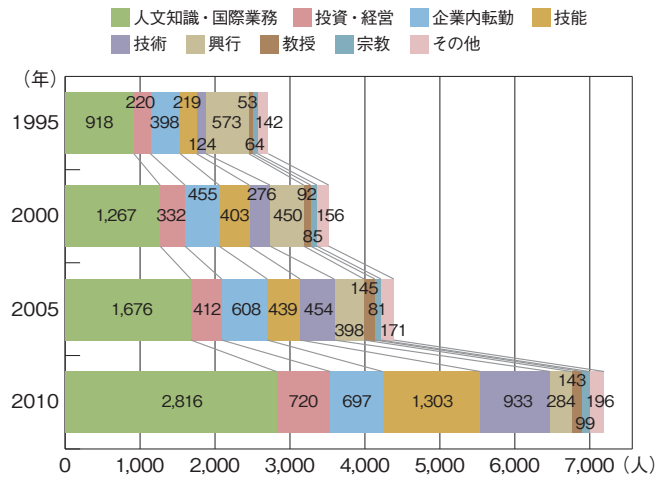
3 在留資格

図表 1-5 在留資格別人口 (1995～2010年)



就労資格^(注2)と「留学」「就学」^(注3)「家族滞在」「永住者」「特定活動」が増えています。

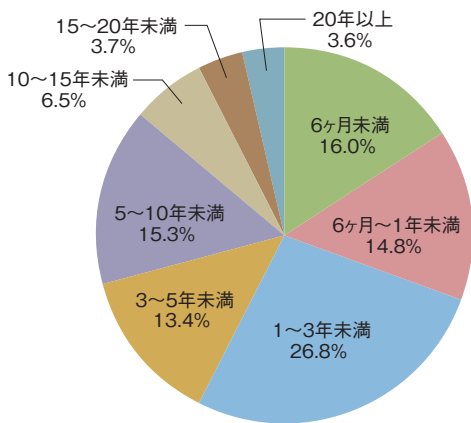
図表 1-6 就労資格人口の推移 (1995～2010年)



就労資格の内訳をみると、「人文知識・国際業務」「技術」などのホワイトカラー層と、「技能」などの熟練労働者層の両方が伸びています。

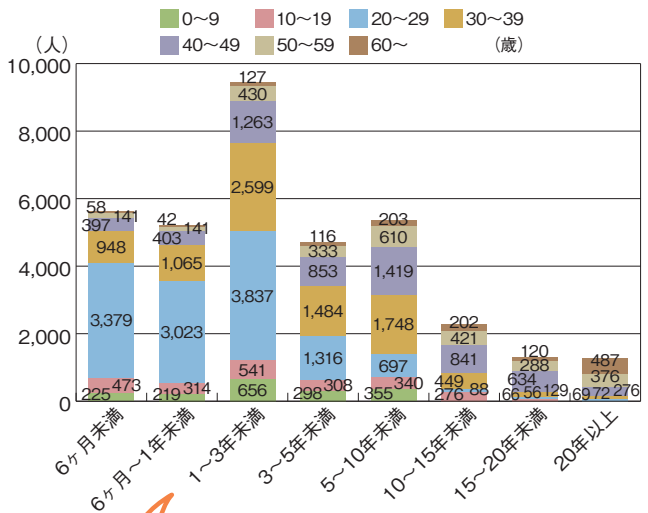
4 居住年数

図表 1-7 居住年数別人口割合 (2010年)



全体の7割が短期居住者で、なかでも1～3年未満の人口が最も多く、7割の半分弱を占めています。中期・中長期居住者も少なくなく、全体の4分の1となっています^(注4,5)。

図表 1-8 10歳階級別居住年数別人口 (2010年)

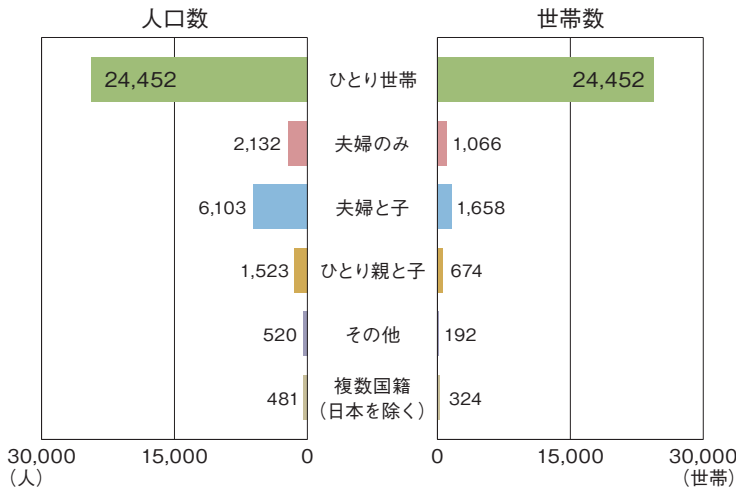


年齢別にみると、1年未満の居住者の6割が20代です。1～5年未満の居住者では20～30代が中心世代となり、年齢が上がるにつれて中期・中長期滞在者の割合が増えています。

(注2) ここでの就労資格とは、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格(教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能)の人口を集計しています。
 (注3) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。
 (注4) 居住年数は、新宿区住民基本台帳及び外国人登録情報における、「新宿区民となった日」から起算しています。
 (注5) 「新宿区民意識調査」では、居住年数に応じて、短期居住者(5年未満)、中期居住者(5～10年未満)、中長期居住者(10～20年未満)、長期居住者(20年以上)に分類しています。

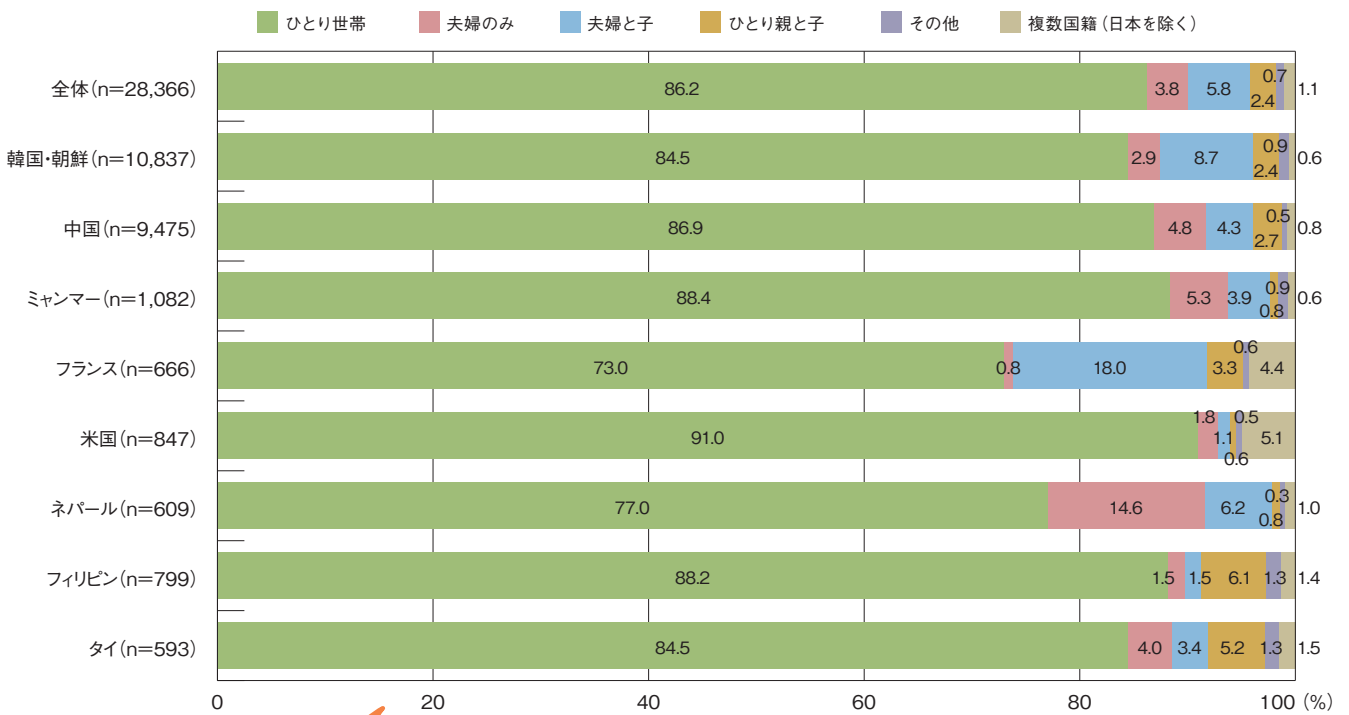
5 家族類型

図表 1-9 家族類型別人口と世帯 (2010年) (注6,7)



「ひとり世帯」が圧倒的に多く、世帯数で見ると8割以上となっています(注8)。しかし、人口で見ると7割にとどまり、新宿区に住む外国人の3分の1弱は、家族で暮らしていることがわかります。

図表 1-10 国籍別家族類型別世帯の割合 (2010年)

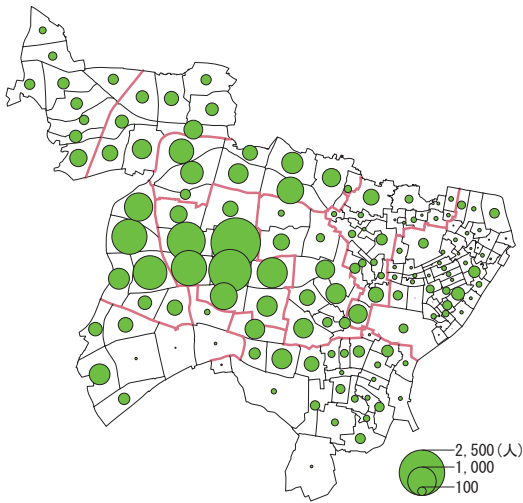


家族類型別世帯の割合は、国籍別にみると、異なる傾向がみられます。例えば、フランスは「夫婦と子」世帯が、ネパールは「夫婦のみ」世帯の割合が高いことがわかります。

- (注6) 家族類型は、新宿区住民基本台帳及び外国人登録情報において、同一世帯番号の住民を同一家族とみなし、続柄の組み合わせによって分類しました。すなわち、ひとり世帯:世帯員がひとりの世帯、夫婦のみ:世帯主と夫/妻、夫婦と子:世帯主と夫/妻、子(妻の子、夫の子も含む)、ひとり親と子:世帯主あるいは夫/妻と子(妻の子、夫の子も含む)、その他:前記以外の組み合わせによる世帯、となっています。
- (注7) 「複数国籍」以外の項目は、すべて同一国籍による世帯としています。「複数国籍」とは、日本国籍以外の別の国籍の住民と家族を形成している世帯を指します。
- (注8) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

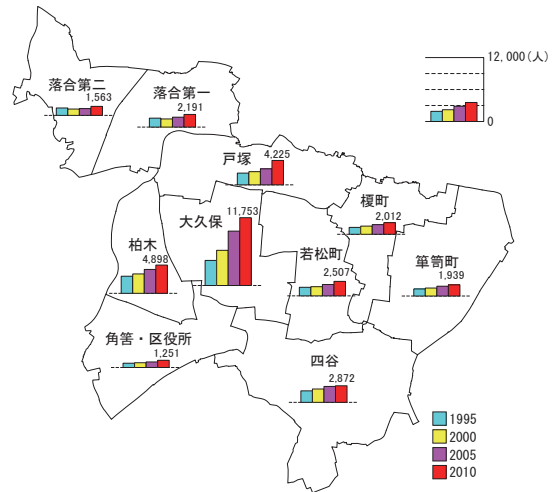
6 集住地域

図表1-11 新宿区における町丁別人口（2010年）



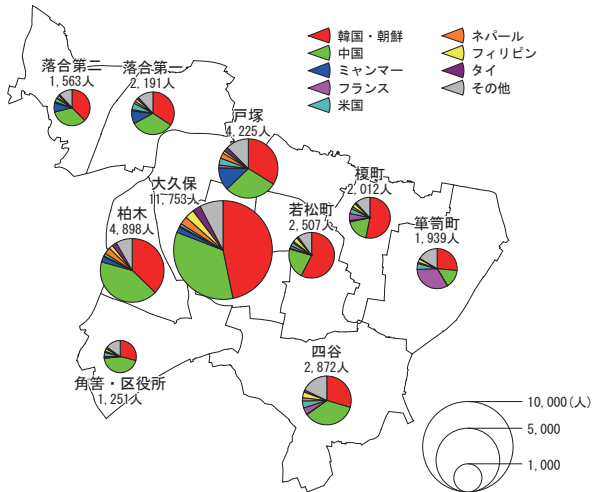
新宿区の外国人人口が最も多い町丁は大久保2丁目、隣接している大久保1丁目、百人町1・2丁目、北新宿1・3・4丁目でも多くなっています。

図表1-12 新宿区における特別出張所^(注9) 別人口の推移（1995～2010年）



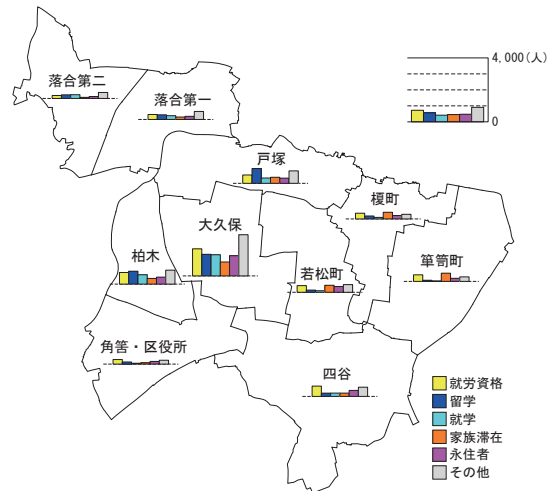
人口の伸びが最も著しいのは大久保地域で、1995～2005年の10年間で2倍以上増えています。2000年以降は、若松町地域、落合第一地域での増加が目立ち、2005年以降は落合第二地域、戸塚地域での増加率が大きくなっています。

図表1-13 特別出張所別にみた国籍別人口割合（2010年）



人口の多い大久保地域は、比較的新宿区全体における国籍別人口割合を反映していますが、筆筈町地域ではフランス人の割合が、若松町地域、榎町地域では韓国人の割合が、戸塚地域、落合第一地域、落合第二地域ではミャンマー人の割合が大きくなっています。

図表1-14 特別出張所別にみた在留資格別人口（2010年）

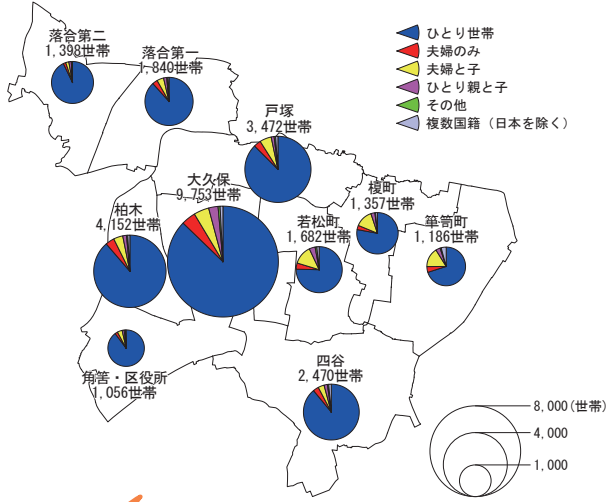


大久保地域では就労資格「留学」「就学」「家族滞在」「永住者」「その他」^(注10)と各在留資格がみられます。すなわち、就労層、学生層、定住層など様々な人が暮らしています。戸塚地域では「留学」が多くなっています。

(注9) 地図作成の都合上、特別出張所地域と一部一致していません。

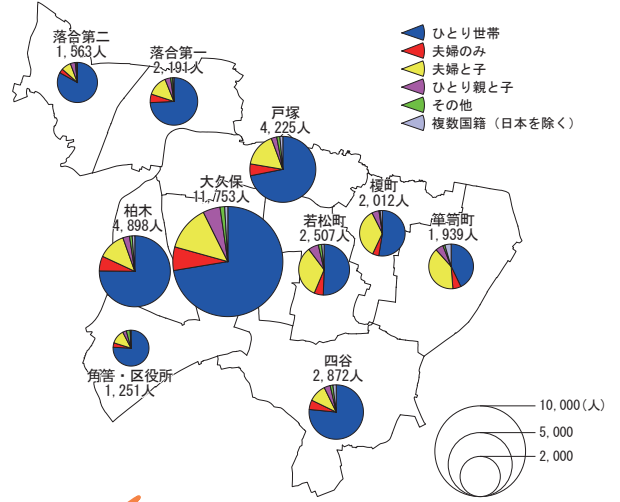
(注10) ここでは、就労資格（注2参照）および「留学」「就学」「家族滞在」「永住者」を除くすべての在留資格人口を「その他」として集計しています。

図表1-15 特別出張所別にみた家族類型別世帯割合 (2010年)



世帯数が多い大久保地域、柏木地域、戸塚地域では、「ひとり世帯」以外の家族類型もそれなりにみられます。また、落合第二地域は「ひとり世帯」が多く、笹塚町地域、榎町地域、若松町地域では「夫婦と子」世帯が多いという特徴があります。

図表1-16 特別出張所別にみた家族類型別人口割合 (2010年)



新宿区全体の傾向と異なる傾向を示しているのは、笹塚町地域、榎町地域、若松町地域です。これら3地域の外国人人口の内、4割以上は子どものいる世帯の人口です。

参考 外国人登録人口の推移 (2011年上位8カ国 1990~2011年 各年1月1日現在)

(年)	総数(人)	韓国・朝鮮	中国	ミャンマー	フランス	米 国	ネパール	フィリピン	タイ	その他
1990	16,703	7,079	6,312	85	398	618	16	545	148	1,502
1991	16,782	7,485	5,932	111	432	597	17	525	168	1,515
1992	18,165	7,709	6,239	392	446	645	24	748	184	1,778
1993	18,761	7,523	6,829	551	455	648	22	647	221	1,865
1994	19,213	7,512	6,916	614	502	670	28	679	291	2,001
1995	18,815	7,550	6,583	636	429	612	24	790	289	1,902
1996	18,834	8,051	6,137	589	446	638	26	628	288	2,031
1997	19,056	8,227	6,022	597	485	607	30	621	306	2,161
1998	19,701	8,575	6,000	609	559	601	35	628	319	2,375
1999	20,210	8,414	6,301	648	573	609	47	673	347	2,598
2000	21,780	8,928	6,764	707	661	658	63	702	383	2,914
2001	24,149	9,462	7,607	764	758	743	71	838	460	3,446
2002	26,582	10,264	8,311	785	835	757	61	904	530	4,135
2003	28,116	10,634	9,157	882	872	731	61	900	587	4,292
2004	29,143	10,957	9,762	936	926	757	76	872	603	4,254
2005	28,272	11,384	9,289	831	880	722	115	796	593	3,662
2006	29,765	12,678	9,410	788	998	759	168	778	597	3,589
2007	30,337	13,392	9,268	833	1,016	702	272	833	643	3,378
2008	31,856	14,201	9,285	926	1,116	757	428	927	719	3,497
2009	33,555	14,515	10,037	1,100	1,224	853	580	896	691	3,659
2010	35,211	14,332	11,314	1,274	1,128	905	819	924	716	3,799
2011	35,805	14,406	12,206	1,236	1,091	920	881	821	668	3,576

資料：新宿区「新宿区の統計」

2

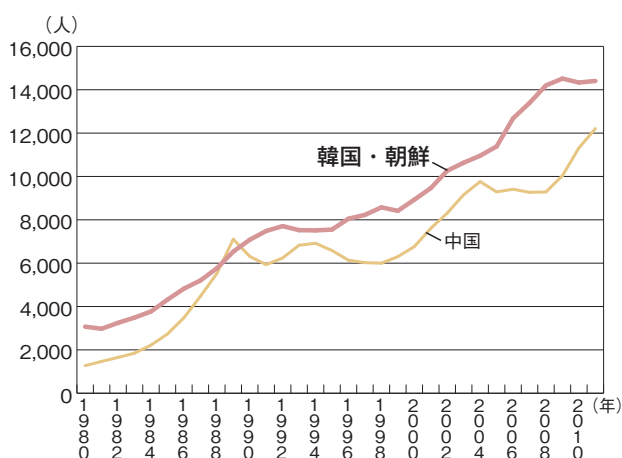
国籍別にみる新宿区の外国人

1 韓国・朝鮮 (14,406 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- 1980年代後半、2000年代初頭に大きく人口が増加。前者はニューカマー^(注1)の韓国人の来日、後者は韓流の影響によるものと考えられる。
- 人口の伸びは 2010 年以降鈍化しているが、その主な要因は留学生・就学生の減少による。

図表2-1-1 韓国・朝鮮人口の推移 (1980~2011年)



新宿区に住む韓国・朝鮮人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-1-1)、おおむね増加傾向にあります。特に 1980 年代は毎年 10% 前後の伸び率で増加しています。これは、1980 年代、特に後半にニューカマーの韓国人が来日したからと考えられます。

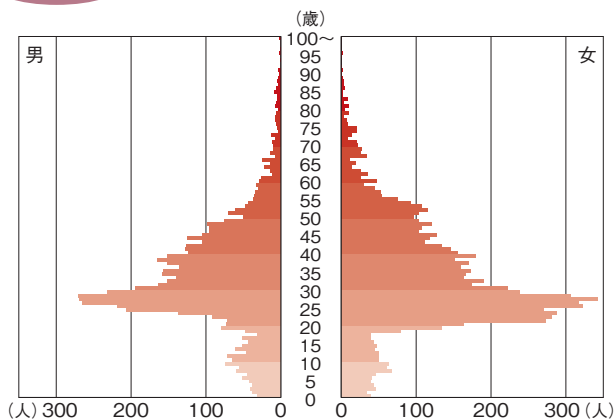
2000 年以降も、2005 年から 2008 年にかけて人口が大きく増加しています。これは、2004 年頃からはじまった日本での韓流ブームの影響により、日本でのビジネスや、留学・就学が増えたと考えられます。

しかし、2009 年以降人口の伸びは鈍化し、2010 年にはマイナスとなっています。この主な要因は、2009 年には 2,451 人にまで急増していた就学生人口が、2010 年には 1,999 人と、約 450 人も減少したことによります。

2 年齢構造と男女比

- 20 代人口がきわめて多く、特に 20 代前半は女性の割合が男性に比べて非常に高い。
- 20 代は「留学」「就学」^(注2) (6 割)、30 代は就労資格^(注3) (3.5 割)、40 代は「永住者」(2 割)が多い。

図表2-1-2 韓国・朝鮮の人口ピラミッド (2010年)



年齢構造をみると (図表 2-1-2)、20 代人口が突出しています。また、外国人全体に比べて女性の割合が高く、特に 20 代前半では、男性：女性が 3：7 と、極端に女性の割合が高くなっています。この年齢層で女性比が高くなっている主要因は、「特定活動」と「留学」「就学」「人文知識・国際業務」にあります。例えば「留学」「就学」は男性が 383 人に対して、女性は 885 人と 2.3 倍も多くなっています。

20 代の在留資格別内訳をみると、6 割強が「留学」「就学」で、就労ビザでの滞在は 1 割強にとどまっています。また、「特定活動」も 1 割強いますが、この内容は主にワーキングホリデーによるものと考えられます。

次に 30 代人口をみると、「留学」「就学」の割合は 2 割程度になり、就労資格の割合が 3.5 割と高くなっています。

(注 1) 1970 年代末～1990 年代に来日した外国人のことを、戦前から定住する外国人「オールドカマー」と区別し「ニューカマー」と呼びます。研究所レポート No.1 外国人 WG 報告 (1) の 9 頁を参照してください。

(注 2) 2010 年 7 月 1 日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010 年 1 月 1 日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

(注 3) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能) の人口を集計しています。

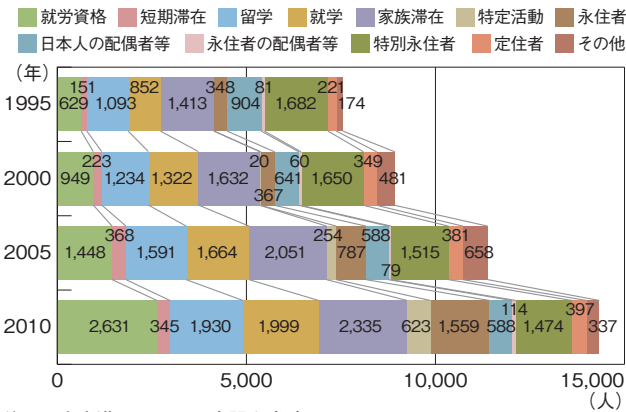
また、「永住者」の割合が20代よりも増えています。
最後に40代をみると、「永住者」が2割に増え、就労資

格は3割に減少しています。年齢が上がるにつれ居住年数も長くなるので^(注4.5)、「永住者」の割合が高くなるといえます。

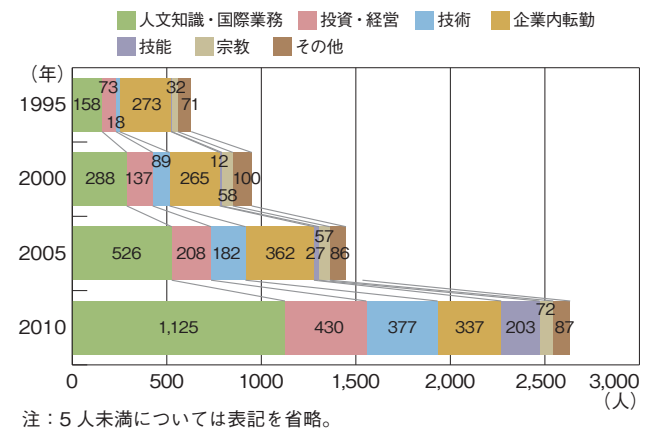
3 在留資格

- 就労資格と「留学」「就学」「家族滞在」「永住者」「特別永住者^(注5)」が多い。近年増加が著しいのは就労資格と「永住者」である。
- 就労資格の7割は「人文知識・国際業務」「技術」「企業内転勤」である。
- どの資格も大久保地域を中心に多いが、「人文知識・国際業務」は大久保・柏木地域で、主に飲食店や会社経営者に該当する「投資・経営」は大久保地域に集中している。

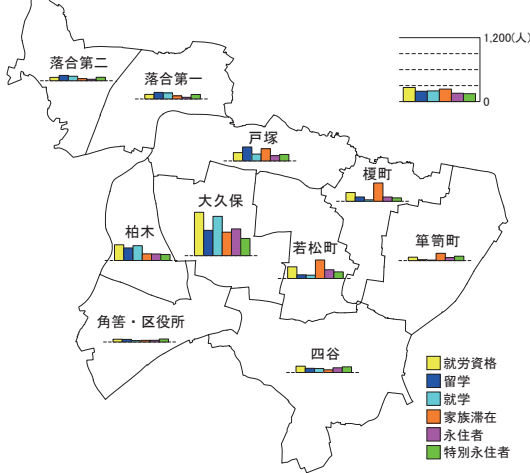
図表2-1-3 韓国・朝鮮の在留資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-1-4 韓国・朝鮮の就労資格別人口の推移 (1995～2010年)



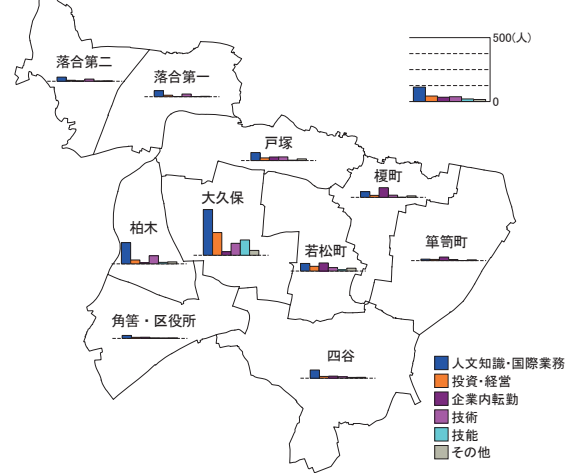
図表2-1-5 韓国・朝鮮の主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



在留資格でみると(図表2-1-3)、就労資格と「留学」「就学」「家族滞在」「永住者」「特別永住者^(注6)」が大部分を占めていることがわかります。

過去15年間では就労資格が大きく増加しています。就労資格の内訳をみると(図表2-1-4)、「人文知識・国際業務」「投資・経営」「技術」「技能」の伸びが著しいことがわかります。特に「人文知識・国際業務」は韓国・朝鮮の就労

図表2-1-6 韓国・朝鮮の就労資格別人口の地域別内訳 (2010年)



資格の半分近くを占め、さらに、大卒ホワイトカラー^(注7)・技術者に該当する「企業内転勤」と「技術」を合わせると7割近くになります。

「投資・経営」の伸びは、主に飲食店や会社経営者が増えていることを示しています。このことは、大久保を中心に、韓国系のお店が増えてきていることからもうかがえます。就労資格と並び、著しく増えているのが「永住者」です。

(注4) 詳細は「(4) 居住年数」を参照してください。

(注5) 法務省入国管理局が出した「永住許可に関するガイドライン」(2006年3月)によると、永住者の許可要件は、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」となっています。

(注6) 40～41頁の在留資格一覧表を参照してください。

(注7) 厚生労働省は就労目的で在留が認められる在留資格を、①高度な専門的な職業(教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育)、②大卒ホワイトカラー・技術者(技術、人文知識、企業内転勤)、③外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業(国際業務、技能)に大別しています。

「永住者」は2000年以降、5年ごとにほぼ倍増しています。永住権取得のために必要な居住年数は原則10年以上ですが、そのうち継続して5年以上就労資格または居住資格をもって在留することが要件となります。したがって、永住者が増えているということは、働きながら中長期的に滞在する韓国人が増えていると考えられます。その一部には、1990年代に来日したニューカマー韓国人の定住もあるでしょう。

次に在留資格の地域分布をみると（図表2-1-5）、在留

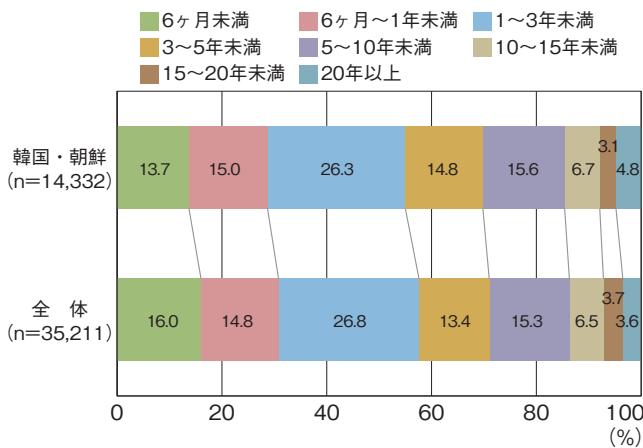
資格ごとの特徴がみられます。就労資格は大久保地域を中心に若松町地域や柏木地域でやや多いですが、就労資格や「留学」の家族として来日する「家族滞在」は、大久保地域、若松町地域、榎町地域に分布しています。また、「留学」「就学」は、大久保地域を中心に戸塚地域や柏木地域でもやや多くなっています。

就労資格の地域分布をみると（図表2-1-6）、「人文知識・国際業務」は大久保・柏木地域で突出し、「投資・経営」は大久保地域に集中しています。

4 居住年数

- 5年未満の短期居住者が7割を占めるが、その中心は20～30代である。特に1年未満居住者に占める20代人口が多いのは、「留学」「就学」人口が多いため。
- 中期居住者の中心は30～40代、中長期居住者の中心は40代である。

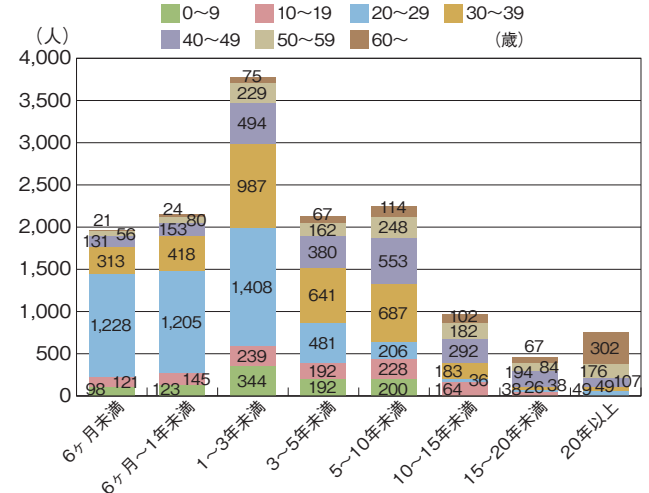
図表2-1-7 韓国・朝鮮の居住年数別の人口割合 (2010年)



居住年数別の人口割合をみると（図表2-1-7）、5年未満の短期居住者が10,007人と7割を占めています。

5年未満居住者の7割弱（6,681人）は20～30代です（図表2-1-8）。そのうち1年未満の居住者では20代が圧倒的に多いですが、1年以上5年未満になると20代と30代の人口割合は半々程度です。在留資格をみると、20代は「留

図表2-1-8 韓国・朝鮮の10歳階級別居住年数別人口 (2010年)



学」「就学」、30代は就労資格が多いことがその理由だと考えられます。

中期（5年以上10年未満）・中長期居住者（10年以上20年未満）の年齢構造をみると、前者の中心は30～40代、後者の中心は40代です。中期・中長期居住者のうち最も多い在留資格は「永住者」です。

5 家族類型

- 「ひとり世帯」が8割以上を占めている。

家族類型別世帯数^(注8)をみると（図表2-1-9）、最も多いのは「ひとり世帯」で、全世帯の8割以上を占めます。次いで「夫婦と子」が1割弱となります。しかし、これを人口で見ると「ひとり世帯」人口は6割強となり、「夫婦と子」の人口が全体の4分の1を占めています。また、「夫婦と子」世帯の平均世帯人員は3.78人ですので、子どもの数は1～2人と推察されます。

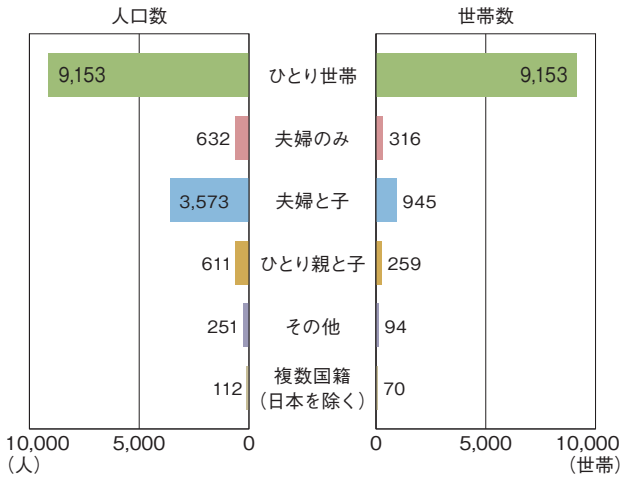
家族類型ごとに地域分布をみると（図表2-1-10）、若松町地域、榎町地域、箕筒町地域では「夫婦と子」「ひとり

親と子」世帯の割合が3割前後となっており、子どもがいる韓国・朝鮮世帯は、上記地域を中心に生活していることがわかります。

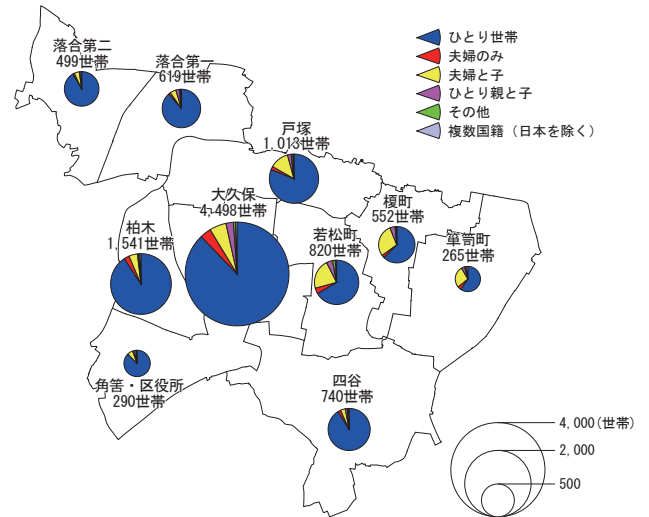
その背景には、若松町には東京韓国学校があることが考えられます。上記3地域は、「企業内転勤」「家族滞在」人口の割合が高いという特徴があり、これらの地域では、駐在で来日した家族が、子どもを韓国学校に通わせるために近隣に住む、といったケースが浮かび上がってきます。

(注8) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

図表2-1-9 韓国・朝鮮の家族類型別人口と世帯 (2010年)



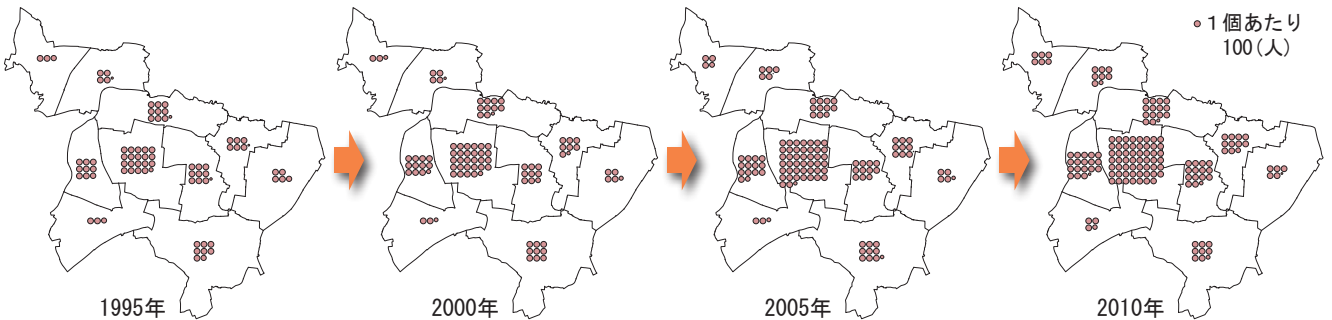
図表2-1-10 韓国・朝鮮の地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



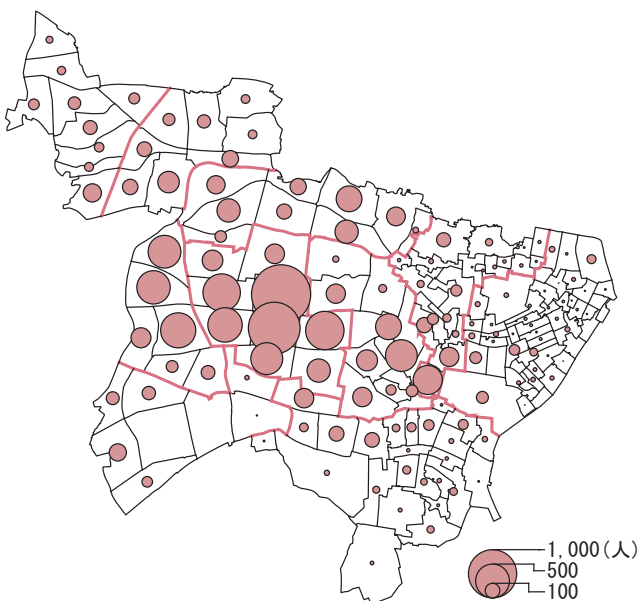
6 集住地域

- 大久保地域を中心に柏木・戸塚・若松町地域での人口増が目立つ。
- 大久保地域では大久保1・2丁目、百人町1・2丁目、柏木地域では北新宿1・3・4丁目、戸塚地域では西早稲田2・3丁目が多い。
- 若松町地域で河田町の人口増が目立っている。

図表2-1-11 韓国・朝鮮の地域別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-1-12 韓国・朝鮮の町丁別人口 (2010年)



過去15年間の地域別人口の推移をみると(図表2-1-11)、集住地域そのものには大きな変化がなく、同じ地域で人口が増えていく、という特徴がみられます。特に大久保地域を中心に隣接地域(柏木・戸塚・若松町)で増加しています。

町丁別にみると(図表2-1-12)、大久保地域では大久保2丁目(1,498人)、次いで大久保1丁目(1,149人)、新宿7丁目(642人)となっています。また、百人町1・2丁目(計1,127人)のほか、柏木地域では北新宿1・3・4丁目が多く(計1,497人)、戸塚地域では西早稲田2・3丁目が多くなっています(計538人)。

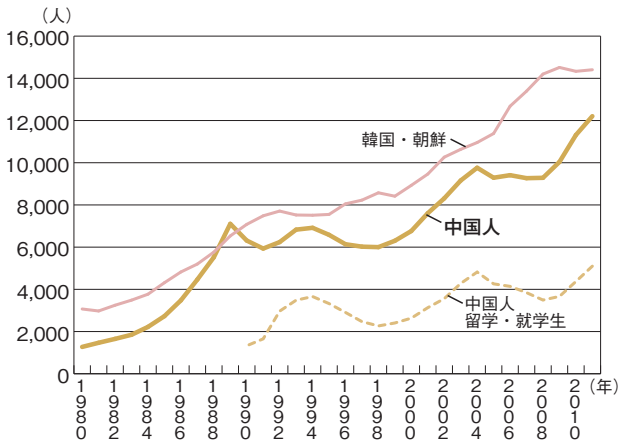
大久保1・2丁目には、韓流グッズの店舗や、韓国料理のレストランなど韓国系の店舗が並んでいることから、店舗経営者や従業員といった職住接近という形で住んでいる層も少なくないと考えられます。また、上記町丁で人口が増える背景には、日本語学校が多く、学生が近くの寮などに住むことも要因の一つとして考えられます。若松町地域では、河田町で2005年から2010年の5年間に178人から443人と倍以上増えています。同町には前述の東京韓国学校があり、関連性がうかがえます。

2 中国 (12,206 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- 増減を繰り返しながらおおむね増加している。伸びが目覚ましいのは、1980 年代後半と 2008 年以降である。1990 年代は増減を繰り返し、2000 年代中盤は減少または横ばいだった。

図表2-2-1 中国人口の推移 (1980~2011年)



新宿区に住む中国人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-2-1)、増加と減少を繰り返しながら全体的には増えています。中国人の人口増減における特徴は、留学生・就学生の増減に左右されるということです。中国人全体の人口と留学・就学生人口は、ほぼ同じ増減幅で推移しています。

新宿区に多くの留学生が集まる理由には、大久保地域を中心に、多くの日本語学校や専門学校が林立していること、

また、早稲田大学への留学生が多いことが考えられます^(注1)。

中国人が最も増加したのは 1980 年代後半です。背景には、日本側では中曽根康弘首相 (当時) の下で「留学生 10 万人計画」という留学生受け入れ拡大政策が行われたこと、中国側では 1984 年に私費留学の要件が緩和されたことがあげられます。

さらには、日本では制限付きながら留学生・就学生のアルバイトが認められていること、中国人留学生・就学生が大量に流れ込んだ米国・オーストラリアが、早期に受け入れ制限を開始したなどが、増加の要因だと考えられます。

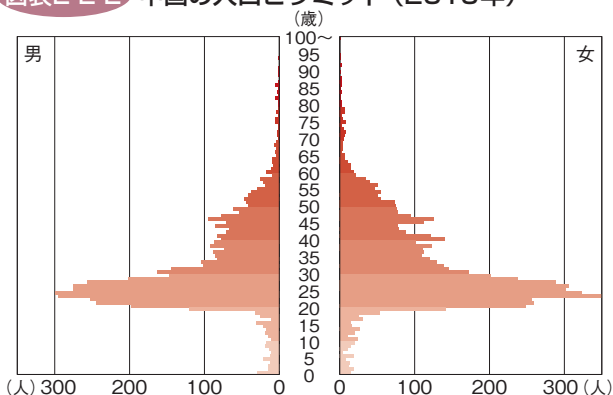
1990 年代後半は数年連続して減少していますが、その理由は、就学生の激減にあると考えられます。実際に、就学生は 1994 年の 2,157 人から、1999 年の 1,270 人と 4 割も減少しています。その背景として、日本のバブル崩壊後の経済不況、中国沿海部の経済発展が、経済大国としての日本の留学先としての吸引力を減少させたことが考えられます^(注2)。

2004 年から 2008 年までは人口が減っていますが、これは留学生の入国審査が厳格化されたことが影響していると考えられます^(注3)。反対に、2008 年以降の人口の大幅な増加は、留学生・就学生が大幅に増加していることが要因の一つとして考えられます。

2 年齢構造と男女比

- 圧倒的に 20 代が多く、そのうち 7 割は「留学」「就学」^(注4) が占める。
- 全体的に女性比が男性比を上回るが、特に 50 代で顕著である。

図表2-2-2 中国の人口ピラミッド (2010年)



年齢構造をみると (図表 2-2-2)、圧倒的に 20 代が多くなっています。2010 年の 20~29 歳人口は 5,221 人で、全体の 5 割弱を占めています。そのうち 7 割が「留学」「就学」で、就労資格^(注5)は 1 割程度です。

男女比をみると、ほぼ全年齢層で女性の割合が高く、特に 50 代後半では、男性 105 人に対して女性 191 人と 2 倍近く多くなっています。これは韓国・朝鮮の同年代の比率を大きく上回ります。

(注 1) 早稲田大学留学センター『早稲田大学外国人学生在籍数』によると、2010 年 5 月現在、同大学の留学生 (※在留資格が「留学」の学生のみを集計) 3,535 人のうち、中国人留学生は 1,658 人で 1 位となっています。

(注 2、3) 浅野慎一『日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版、1997 年、P40~42 を参照してください。

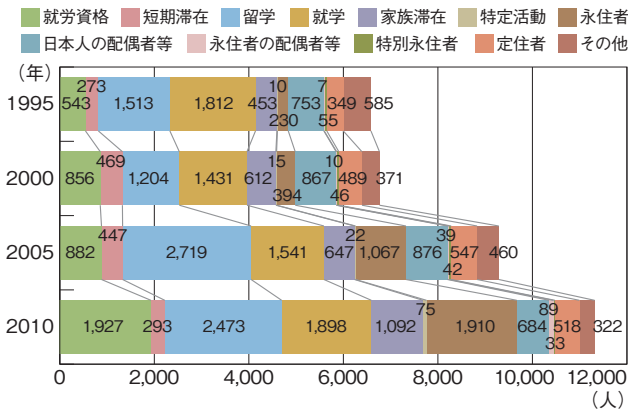
(注 4) 2010 年 7 月 1 日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010 年 1 月 1 日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

(注 5) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能) の人口を集計しています。

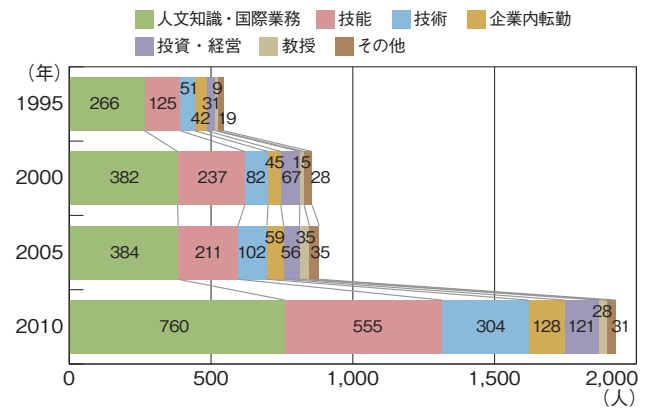
3 在留資格

- 就労資格と「留学」「就学」「家族滞在」「永住者」が多い。
- 就労資格は、「人文知識・国際業務」「技術」と「技能」の伸びが著しく、ホワイトカラー層と熟練労働者層に2分される。
- 就労資格や「永住者」は圧倒的に大久保地域に多いが、「留学」「就学」は戸塚・柏木地域でも多い。

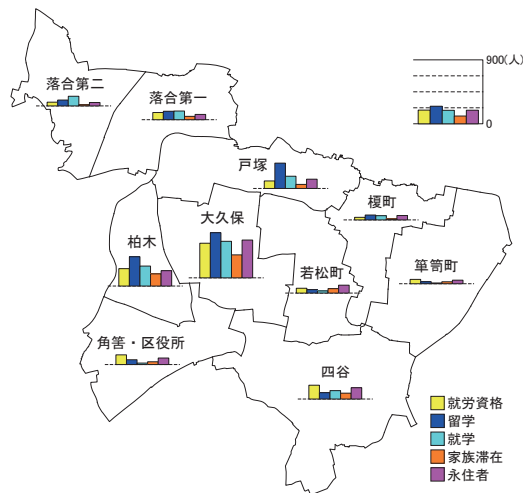
図表2-2-3 中国の在留資格別人口の推移 (1995～2010年)



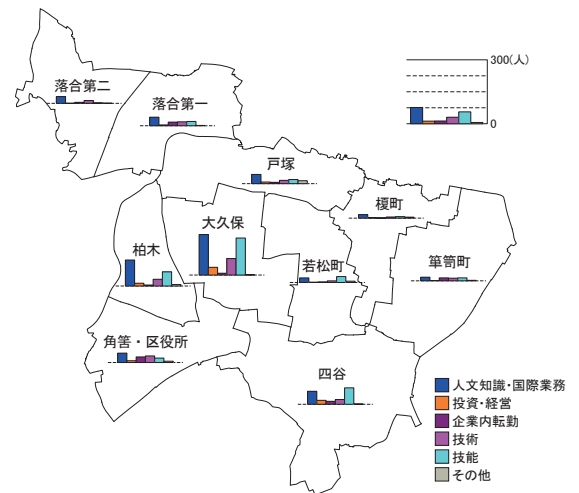
図表2-2-4 中国の就労資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-2-5 中国の主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



図表2-2-6 中国の就労資格別人口の地域別内訳 (2010年)



在留資格でみると(図表2-2-3)、就労資格と「留学」「就学」「家族滞在」「永住者」で8割が占められています。

過去15年間の推移をみると、韓国・朝鮮と同様に就労資格の増加が著しく、特に2005～2010年の5年間で2倍以上増加しています。1995～2005年の10年間で約6割増ですから、いかに短期間で増加しているかがわかります。その背景には、中国での経済発展と相まって、海外で働く人が増えてきていること、また、留学生・就学生がそのまま日本にとどまり就職するなどの要因が考えられます。

就労資格の内訳をみると(図表2-2-4)、「人文知識・国際業務」「技術」といったホワイトカラー層と、ある特定のスキルをもった職業の「技能」の伸びが著しくなっています。新宿区内には中華料理店が多くみられることから、「技能」の多くは料理人だと考えられます。すなわち、新宿区の中国人は、ホワイトカラー層と熟練労働者層の2層

に分かれて伸びていると考えられます。

就労資格に加えて、大きく伸びているのが「永住者」です。2000年には394人であったのが、2010年には1,910人と10年間で約5倍に増えています。「永住者」は30～50代を中心に分布していて、同年齢層で7割を占めています。そのうち最も多いのは40代で、「永住者」の3割強を占めています。過去15年間の在留資格別人口割合はほとんど変わっていないこと、そして、永住権の許可要件が原則在留10年であることを考えると、留学後そのまま日本にとどまり就職し、職が安定した頃にちょうど永住権の申請要件を満たす時期になるという一つのパターンが推測できます。したがって「永住者」の増加は定住化傾向を物語っているといえますが、「永住者」のなかには、永住権は取得したが将来の日本永住は未定という人も含まれていると考えられます。

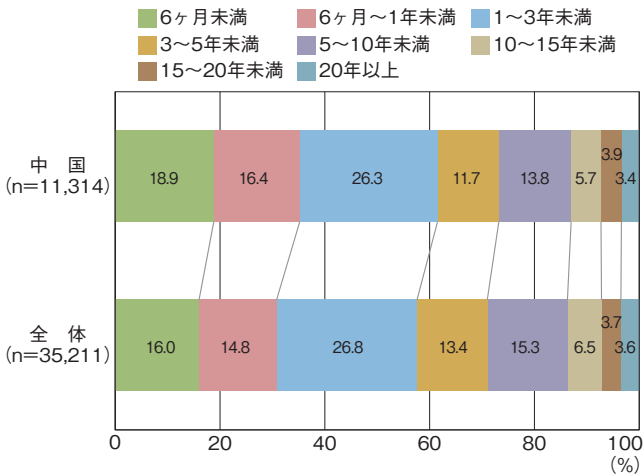
次に在留資格別人口の地域分布をみると(図表2-2-5)、就労資格は大久保地域が多いですが、「留学」「就学」は大久保だけでなく、柏木地域、戸塚地域にも分布しています。特に戸塚地域では「留学」が多いですが、これは早稲田大学に通う留学生が多いのではないかと考えられます。

最後に就労資格の内訳をみると(図表2-2-6)、大久保地域では「人文知識・国際業務」と「技能」に大きく二分されています。角筈・区役所地域では「企業内転勤」「技術」が多くなっています。また、「技能」は大久保地域の他、四谷地域、柏木地域でもみられます。

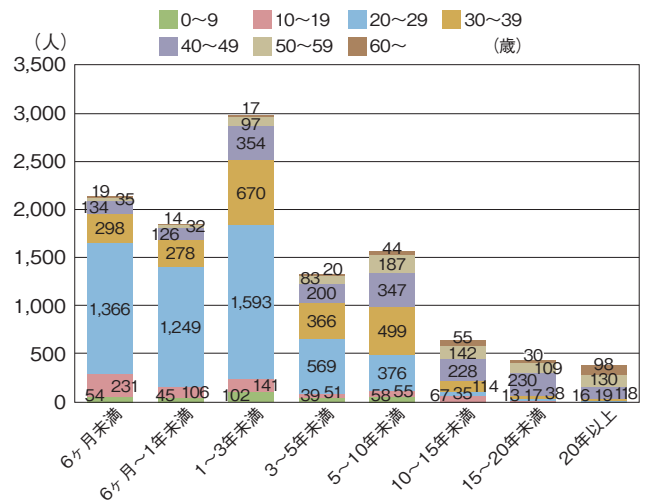
4 居住年数

- 居住年数5年未満の短期居住者が7割強を占める。
- 20代が「1年未満居住者」の3分の2を、「1年～3年未満居住者」の半数を占めている。
- 中期居住者の中心は20～40代、中長期居住者の中心は40～50代である。

図表2-2-7 中国の居住年数別人口割合(2010年)



図表2-2-8 中国の10歳階級別居住年数別人口(2010年)



居住年数別をみると(図表2-2-7)、5年未満の短期居住者が7割強(8,289人)で、これは外国人全体の短期居住者割合と同じですが、1年未満の滞在者の割合が外国人全体と比較して若干多いといえます。

その理由として、中国人は20代人口が5割弱を占めており、その7割が「留学」「就学」であることから、自ずと滞在期間の短い居住者が多くなるといえます。実際に、

20代が1年未満居住者の3分の2を、「1年～3年未満」の半数を占めています(図表2-2-8)。

次に中期・中長期居住者についてみると、中期居住者(5年以上10年未満)の中心は20～40代が8割弱で、各世代の割合は、ほぼ均衡しています。中長期居住者(10年以上20年未満)の中心は40～50代で約6.5割を占めます。

5 家族類型

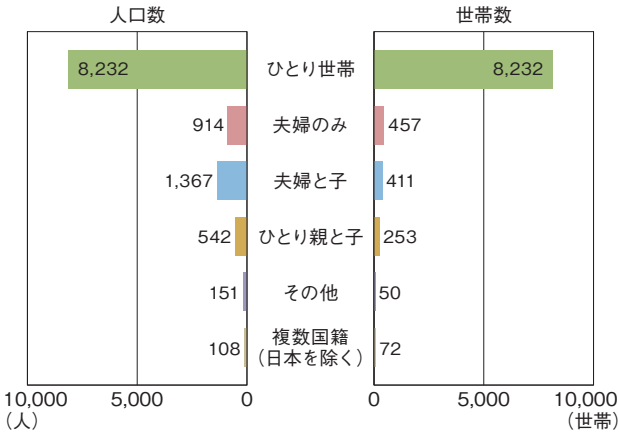
- もっとも多いのは「ひとり世帯」で、9割弱を占める。
- 若松町地域では「夫婦と子」「ひとり親と子」が、筈町地域では「ひとり親と子」世帯の占める割合が、やや高い。

家族類型別世帯数^(注6)をみると(図表2-2-9)、最も多いのは「ひとり世帯」で9割弱を占めています。韓国・朝鮮と比較すると、「夫婦のみ」世帯が若干多く、「夫婦と子」世帯の割合が若干少ないという傾向がみられます。「夫婦と子」世帯の平均世帯人員は3.33人です。

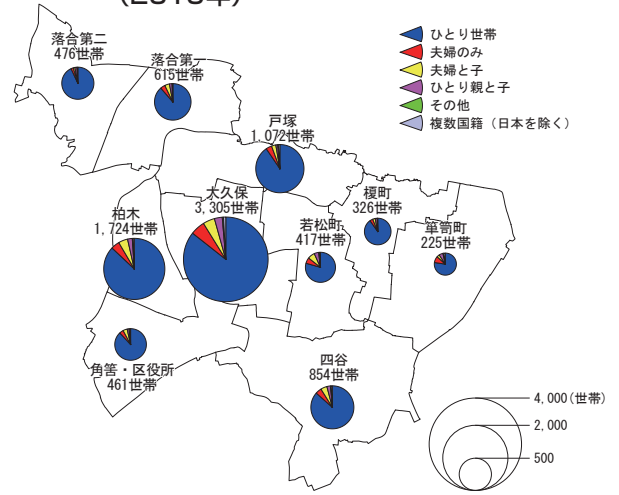
家族類型ごとに地域分布をみると(図表2-2-10)、若松町地域で「夫婦と子」と「ひとり親と子」の世帯が、筈町地域で「ひとり親と子」世帯の割合が、やや高い傾向がみられます。

(注6) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

図表2-2-9 中国の家族類型別人口と世帯 (2010年)



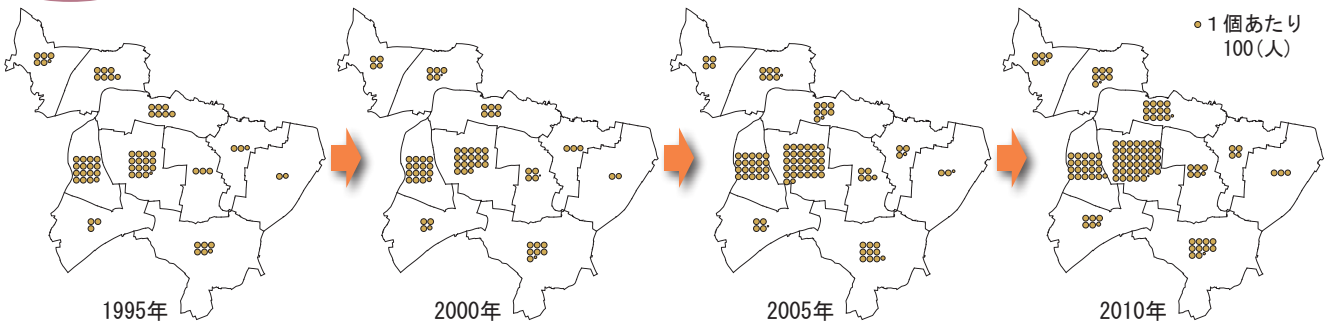
図表2-2-10 中国の地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



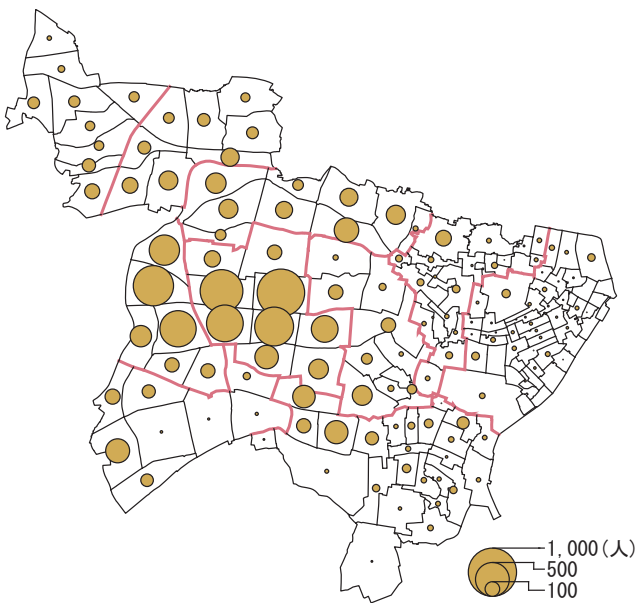
6 集住地域

- 大久保・柏木・戸塚地域を中心に人口増加が目立つ。
- 大久保地域では「留学」「就学」のほか就労資格「家族滞在」が、柏木地域では「留学」「就学」の割合が高い。

図表2-2-11 中国の地域別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-2-12 中国の町丁別人口 (2010年)



地域別人口の推移をみると (図表 2-2-11)、大久保地域を中心に隣接地域 (柏木・戸塚) で増加しています。

町丁別にみると (図表 2-2-12)、大久保地域では大久保1・2丁目 (計1,625人)、百人町1・2丁目 (計1,376人)、柏木地域では北新宿1・3・4丁目 (計1,680人)、戸塚地域では西早稲田2丁目 (267人)、高田馬場3丁目 (189人) が多くなっています。

大久保1・2丁目、百人町1・2丁目の在留資格別人口をみると、「留学」「就学」は多いものの、4割程度にとどまり、そのほか「技能」や「人文知識・国際業務」などの就労資格、「家族滞在」「永住者」で占められ、学生だけでなく働く人とその家族も少なくないことがわかります。

北新宿1・3・4丁目人口の在留資格内訳をみると、「留学」「就学」人口の割合が約4.5割となっています。特に北新宿3丁目突出し、5割強が学生となっています。この背景には、上記地域には家賃の安い民間賃貸住宅が集積しており、近隣の学校に通う中国人留学生・就学生が集まりやすいという状況が考えられます。

戸塚地域では、西早稲田2丁目の人口が2005年98人から2010年267人と3倍近い伸びをみせています。同期間に早稲田大学の中国人留学生が倍以上増加している^(注7)、その影響があると考えられます。

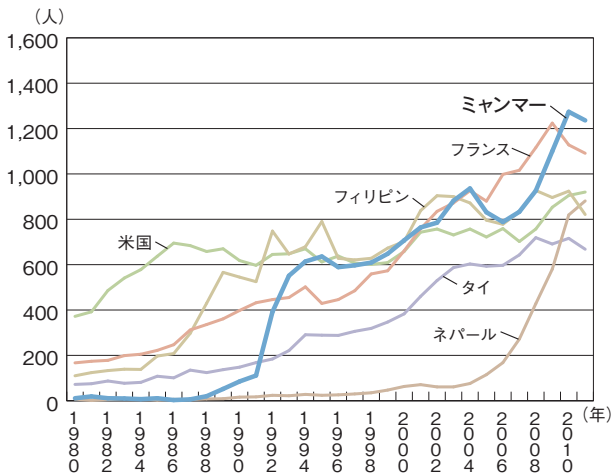
(注7) 前出の早稲田大学の統計によると、中国人留学生は2005年5月には771人でしたが、2010年には1,658人となっています。

3 ミャンマー (1,236 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- 1990 年代以降急激に増加しており、特に 1990 年代初め、2000 年代末に大幅増加している。
- 近年の人口増加は、難民申請者の増加が影響していると考えられる。

図表 2-3-1 ミャンマー人口の推移 (1980~2011 年)



新宿区に住むミャンマー人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-3-1)、1990 年代前半以降、大幅な増加が続いています。その背景にあるのは、ミャンマーでは 1988 年に軍事政権が成立し、民主化活動をしていた大勢の

ミャンマー人が海外に逃れたことがあります。新宿区では、1990 年代中頃に西武新宿線の中井駅周辺に、ミャンマー人向けの食材店や飲食店があり、ミャンマー人が多く住んでいたといわれています。実際に中井 1、2 丁目の外国人登録人口をみると、1990~1995 年の間に両町丁を合わせて 2 倍以上の伸びをみせています^(注1)。

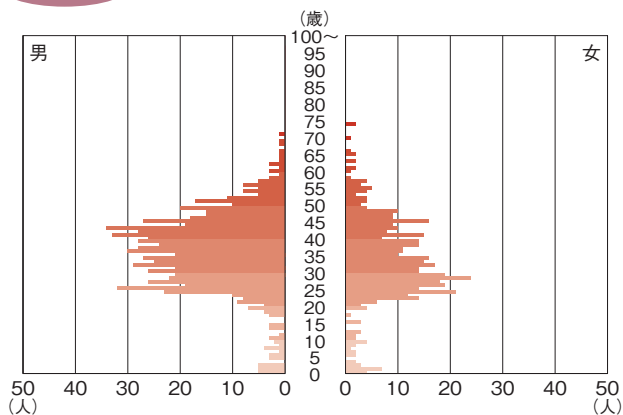
2005 年、2006 年に大きな減少がみられますが、「短期滞在」「在留資格なし」^(注2)人口が減っているのも、一つには 2004 年に入国管理局が開始した「不法滞在者 5 年半減計画」の影響があると考えられます。

2006 年以降、特に 2008 年から 2009 年にかけて大幅に増加していますが、これは、2005 年 5 月に改正入管法が施行され、難民の地位安定に向けた制度改正^(注3)が行われたことが影響していると考えられます。この背景には、2007 年にミャンマーで発生した大規模なデモの影響で新たに来日し、難民申請をする人々が増えたことがあると考えられます。新宿区においては、特に高田馬場周辺でミャンマー人による集住地域形成がみられることから、これが新宿区での人口増の一要因ではないかと推察されます^(注4)。

2 年齢構造と男女比

- 20~40 代に幅広く集中し、男性の比率が高い。
- 20~40 代において、男性は「特定活動」「定住者」が、女性は就労資格^(注5)や「留学」「就学」^(注6)の占める割合が多い。

図表 2-3-2 ミャンマーの人口ピラミッド (2010 年)



年齢構造をみると (図表 2-3-2)、ミャンマー人口は 20~40 代に集中しており全体の 8 割強を占めています。

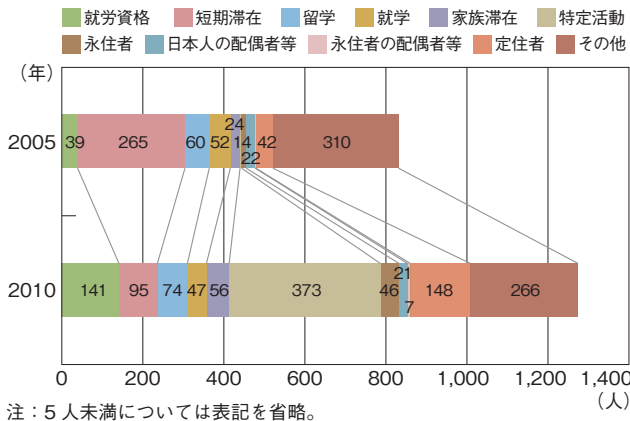
もう一つの特徴は、圧倒的に男性の割合が多いことです。2010 年の統計では、1,274 人のうち、男性 808 人に対して女性 466 人と倍近い比率となっています。20~40 代 (男性 668 人、女性 383 人) の在留資格を男女別にみると、男性の 7 割は、難民申請者に該当すると考えられる「特定活動」「定住者」「在留資格なし」といった在留資格ですが、女性は、難民申請者ではないと考えられる就労資格「留学」「就学」「家族滞在」といった在留資格が 4 割と男性よりも高くなっています。

(注 1) 中井 1 丁目では 62 人から 182 人、同 2 丁目では、44 人から 77 人に増加しています。
 (注 2) 「在留資格なし」とは、在留資格はないが外国人登録を行っている外国人のことを指します。
 (注 3) 「仮滞在許可制度」が創設され、「不服申立制度」が見直されました。「仮滞在許可制度」とは、不法滞在者が難民申請をした場合、仮に滞在を許可する制度です。
 (注 4) 詳細は「(6) 集住地域」を参照してください。
 (注 5) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能) の人口を集計しています。
 (注 6) 2010 年 7 月 1 日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010 年 1 月 1 日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

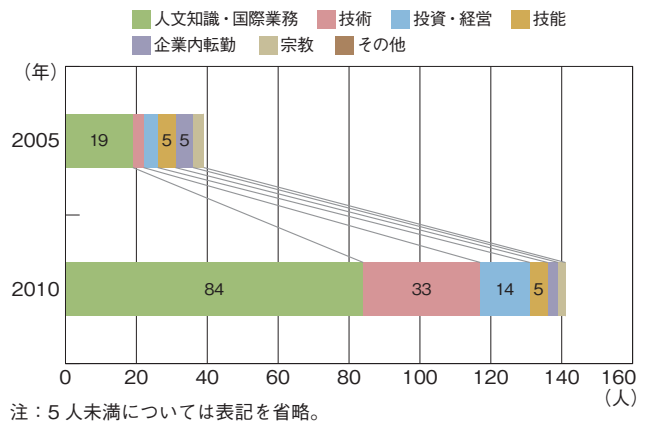
3 在留資格

- 「特定活動」「定住者」「その他」が6割である。ミャンマーの場合、これらの在留資格は難民あるいは難民申請者に該当する可能性がある。
- 2005年以降増加している就労資格では、「人文知識・国際業務」「技術」が多い。

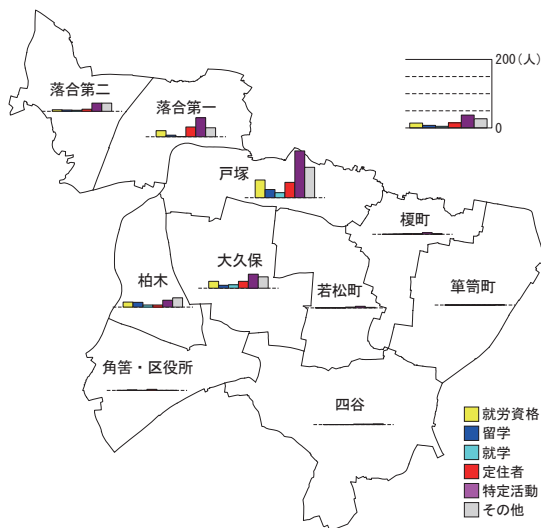
図表2-3-3 ミャンマーの在留資格別人口の推移 (2005～2010年)



図表2-3-4 ミャンマーの就労資格別人口の推移 (2005～2010年)



図表2-3-5 ミャンマーの主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



在留資格別人口をみると(図表2-3-3)、就労資格と「特定活動」「定住者」「その他」が多いことがわかります。特に、過去5年間では就労資格「特定活動」「定住者」が大きく伸びる一方で、「短期滞在」「その他」が大きく減っています。

このうち「特定活動」「定住者」「その他」は、難民として来日したミャンマー人が多いことを物語っていると考えられます。

まず「定住者」ですが、これは主に難民として来日したミャンマー人に該当すると考えられます。その理由は、難民認定を受けた場合、付与される資格が「定住者」だからです。

最も人口の伸びが大きいのは「特定活動」ですが、これも、難民として来日したミャンマー人と考えられます。2005年の入管法改正以降、難民認定されない場合でも「人道的配慮による在留特別許可」^(注7)として、一部のケースを除き「特定活動」が付与されるようになったからです^(注8)。さらに、一定の要件を満たせば、「特定活動」から「定住者」への資格変更もできます^(注9)。法務省によると、2010年の難民認定数と人道的配慮数を併せた数402人のうち、9割に当たる326人がミャンマー人でした。

次に「その他」の大部分は、外国人登録はしているが在留資格はないという人です。ミャンマーの場合、これらの人々も難民として来日したと考えられます。というのは、難民申請する人々のなかには、非正規滞在となってしまう場合も少なくなく、実際にここ数年の入国管理局の統計をみても、半数以上、あるいは半数前後が非正規滞在者となっています^(注10)。近年、「その他」が減少していますが、これは、非正規滞在者が難民認定申請を行った結果、「定住者」や「特定活動」を取得したからではないかと考えられます。

このように新宿区では、ミャンマー人にとって難民との関係性が推察される「特定活動」「定住者」「その他」の在留資格を持つ人が、ミャンマー人口の約6割を占めているのです。

在留資格別人口をみると(図表2-3-4)、就労資格が増加しています。特に「人文知識・国際業務」と「技術」といったホワイトカラー層の増加が顕著です。

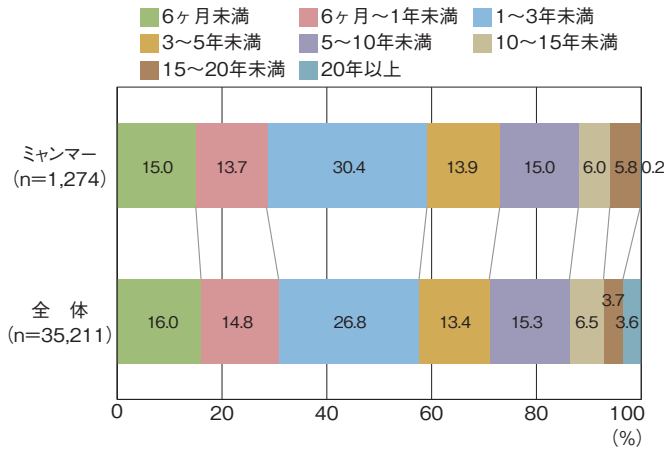
在留資格別人口の地域分布をみると(図表2-3-5)、戸塚地域で就労資格「特定活動」「その他」が多くなっています。

(注7) 難民として認定されなくても、難民同様やむを得ない理由で出身国に帰れないと入国管理局が判断した場合にだされる特別な許可のことです。
 (注8) 「難民認定事務取扱要領」第7章第5節を参照しました。
 (注9) 2009年12月、在日ビルマ人難民申請弁護団が37名の人道的配慮に基づく在留許可で「特定活動」を得ていたミャンマー人の「定住者」への資格変更許可を申請した際に、東京入国管理局が定住者への資格変更基準として提示したのは、1) 正規非正規を問わず在留が10年以上、2) 「特定活動」で3年以上在留、でした。
 (注10) 2010年中の難民認定申請者1,202人のうち、534人が非正規滞在者となっています。

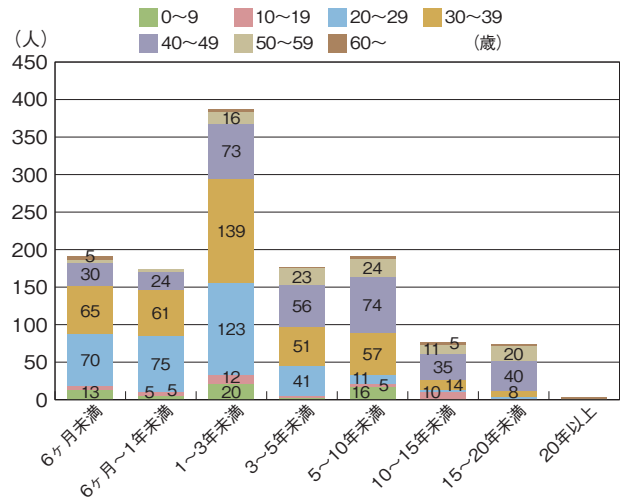
4 居住年数

- 5年未満の短期居住者が7割強を占めており、「1～3年未満」が若干多い。
- 中期居住者の中心は30～40代、中長期滞在者の中心は40代となっており、他の国籍と比べて、中期・中長期滞在者の中心年齢層が若い。

図表2-3-6 ミャンマーの居住年数別人口割合 (2010年)



図表2-3-7 ミャンマーの10歳階級別居住年数別人口 (2010年)



注：5人未満については表記を省略。

居住年数別の人口割合をみると (図表 2-3-6)、新宿区における外国人全体の傾向とほとんど変わりなく、5年未満の短期居住者が929人と7割強を占めていますが、「1～3年未満」の滞在者の割合が若干多いといえます。

次に年齢と居住年数の関係を見ると (図表 2-3-7)、韓国・朝鮮や中国と比較すると、ミャンマーの場合、3年未満の短期滞在者に占める20代の割合が少なく、逆に30代の割合が多いことが挙げられます。

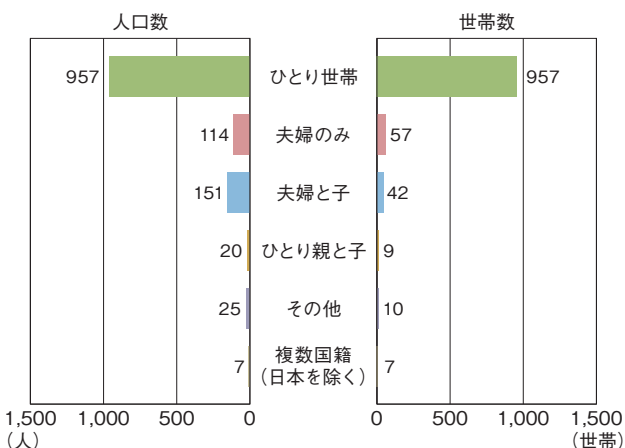
さらに中期・中長期滞在者をみると、中期居住者 (5年以上10年未満) の中心は30～40代で、全体の7割弱を占めています。中長期居住者 (10年以上20年未満) の中心は40代で、全体の5割前後となっています。他の国籍と比べて、中期・中長期居住者の中心世代が若いという特徴がみられます。

さらに中期・中長期滞在者をみると、中期居住者 (5年以上10年未満) の中心は30～40代で、全体の7割弱を占めています。中長期居住者 (10年以上20年未満) の中心は40代で、全体の5割前後となっています。他の国籍と比べて、中期・中長期居住者の中心世代が若いという特徴がみられます。

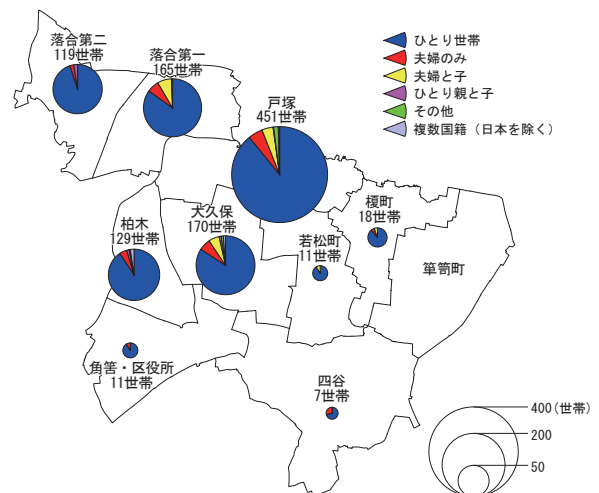
5 家族類型

- 「ひとり世帯」の割合は9割弱、外国人全体と比べると「夫婦のみ」「夫婦と子」世帯の割合が若干高く、「ひとり親と子」世帯の割合がやや低い。
- 大久保地域、戸塚地域、落合第一地域に「夫婦と子」世帯が分布している。

図表2-3-8 ミャンマーの家族類型別人口と世帯 (2010年)



図表2-3-9 ミャンマーの地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



注：5人未満については表記を省略。

家族類型別世帯数^(注11)をみると(図表2-3-8)、ミャンマー人の「ひとり世帯」は9割弱です。外国人全体と比較すると、「夫婦のみ」と「夫婦と子」世帯の割合が若干高く、「ひとり親と子」世帯の割合がやや低いという傾向がみら

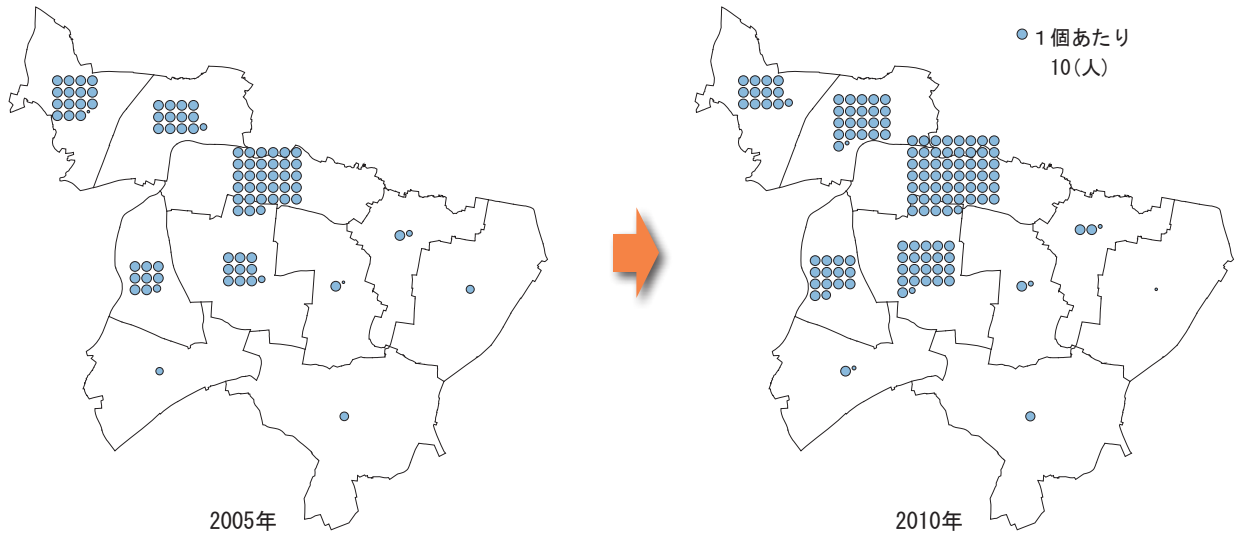
れます。

次に世帯数が20世帯以上ある地域で家族類型ごとに地域分布をみると(図表2-3-9)、大久保地域、戸塚地域、落合第一地域に「夫婦と子」世帯が分布しています。

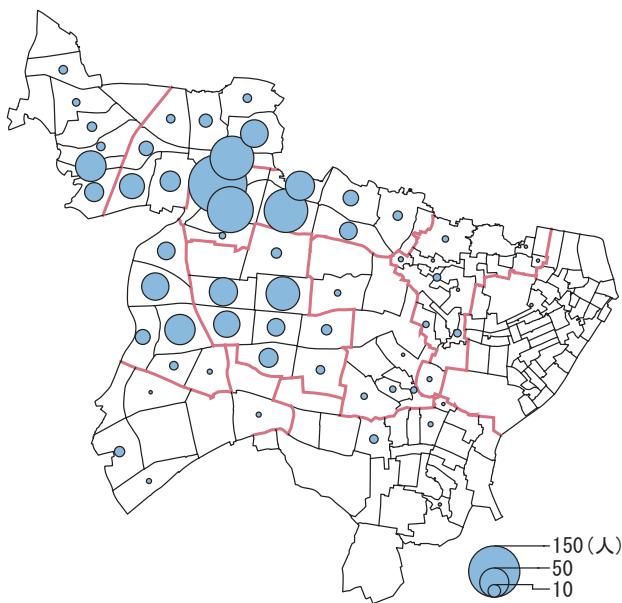
6 集住地域

- 戸塚地域を中心に落合第一・落合第二地域で人口が増加している。
- 特に人口の増加が著しいのは高田馬場1～4丁目である。

図表2-3-10 ミャンマーの地域別人口の推移(2005～2010年)



図表2-3-11 ミャンマーの町丁別人口(2010年)



地域別人口について過去5年間の推移をみると(図表2-3-10)、集住地域そのものには大きな変化はありませんが、戸塚地域を中心に、その周辺で人口が増加し、2005年と2010年では落合第一地域と落合第二地域の人口が逆転しています。

町丁別にみると(図表2-3-11)、戸塚地域で特にミャンマー人の人口が多いのは、高田馬場で、1～4丁目すべてで人口が増加しています。2000年代初め、2008年以降と、新宿区におけるミャンマー人口増加と連動して同地域での人口が増えています。一方、前述の中井1・2丁目では、特に2丁目の人口が減っていることから、ミャンマー人の集住地域は、現在、高田馬場が中心になっているといえます。

ミャンマーにはビルマ、カチン、チン、カレン、シャン族など多くの民族がありますが、特に軍事政権下で迫害を受けたさまざまな少数民族の人々が日本に逃れ、新宿区だけでなく、豊島区や大田区、東京近郊などさまざまなところに住んでいます。高田馬場は東西線、山手線、西武新宿線など複数の路線が乗り入れているため、各地に住んでいるミャンマー人が集まりやすい場所でもあります。実際、高田馬場駅周辺には、ミャンマーレストランが集まっています。

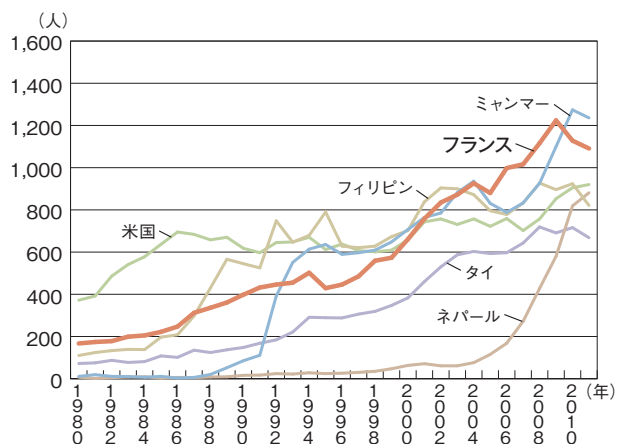
(注11) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

4 フランス (1,091 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- おおむね増加傾向にあり、特に 1990 年代末から 2009 年にかけて増加率が高まっている。
- 新宿区のフランス人口の増減は、企業の進出状況に大きく左右される。

図表2-4-1 フランス人口の推移 (1980~2011年)



新宿区に住むフランス人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-4-1)、1995 年、2005 年に若干の減少はあるものの、おおむね増加傾向にあり、特に 1990 年代末から

2009 年にかけて増加率が高まっています。その背景には、一つには 1990 年代以降、フランス政府による対日輸出及び投資促進キャンペーンが行われ^(注1)、フランス企業の日本進出が進んだことが考えられます。

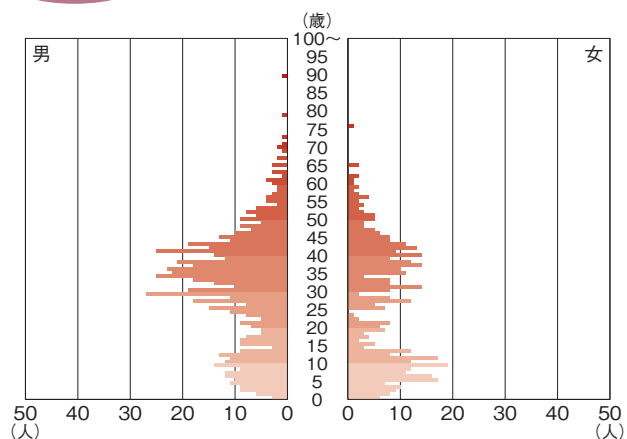
新宿区に住むフランス人の多くは就労資格^(注2)とその家族で (詳細は「(3) 在留資格」参照)、主にフランス企業の日本支店、日本企業のフランス支店からの本社勤務など、駐在の形で滞在していると考えられるので、上記のようなフランスとの貿易・投資面での動向が反映されやすいと考えられます。

2009 年以降は減少傾向が続いていますが、これはリーマン・ショックによる世界同時不況により、駐在で働くフランス人とその家族が減ったためだと考えられます。実際に、2009 年と 2010 年の在留資格別人口を比べると、減少したのは、「企業内転勤」(104→87 人)、「人文知識・国際業務」(133→123 人)、「家族滞在」(522→470 人)などの就労資格とその家族で、「留学」や「永住者」は増加しています。

2 年齢構造と男女比

- 20 代後半～40 代前半と、15 歳以下の人口が多い。
- 男性が女性より多い。男性は就労資格、女性は「家族滞在」が多い。

図表2-4-2 フランスの人口ピラミッド (2010年)



年齢構造をみると (図表 2-4-2)、20 代後半～40 代前半と 15 歳以下人口が多いことがわかります。これは、子どものいる世帯が多いことを示しています。

また、男女比をみると、男性が女性よりも多いことがみとれます。25～44 歳人口では、男性が 345 人、女性が 185 人と男性が女性の 2 倍近くになっています。この内訳を在留資格でみると、就労資格では男性が多く、「家族滞在」は女性が多くなっています。25～44 歳の就労資格は、男性が 228 人、女性が 50 人ですが、同年齢層の「家族滞在」99 人のうち、男性はわずか 2 人です。

また、男女別人口で大きく差が出るのはひとり世帯で、25～44 歳のうち、男性 244 人に対して女性は 73 人となっています。以上から、新宿区に住むフランス人は、子どものいる家族で暮らす家族が多く、その場合、男性が何らかの就労資格を持っているケースが多いということ、また、単身あるいは日本人と結婚している層については、男性が多いということが考えられます。

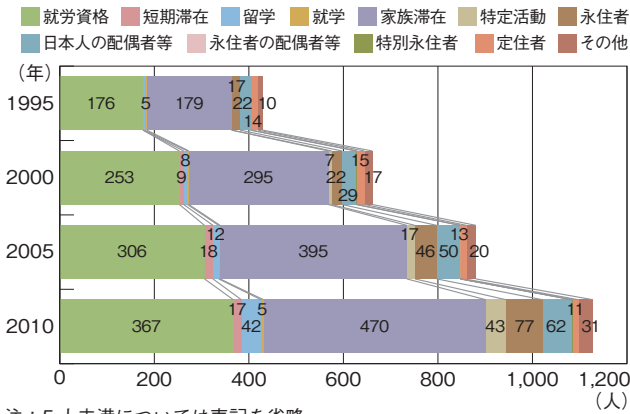
(注 1) 1992 年～2000 年に対日輸出促進キャンペーン「ル・ジャポン・セ・ポッシブル」、2001 年から日仏投資促進キャンペーン「フランス＝ジャポン、エスプリ・パルトネール」が行われました。

(注 2) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能) の人口を集計しています。

3 在留資格

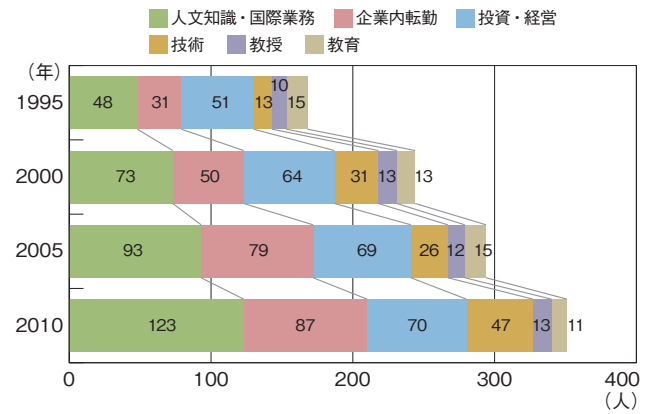
- 就労資格と「家族滞在」が圧倒的に多く、全体の7割を占める。
- 就労資格では「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「投資・経営」が多い。

図表2-4-3 フランスの在留資格別人口の推移 (1995～2010年)

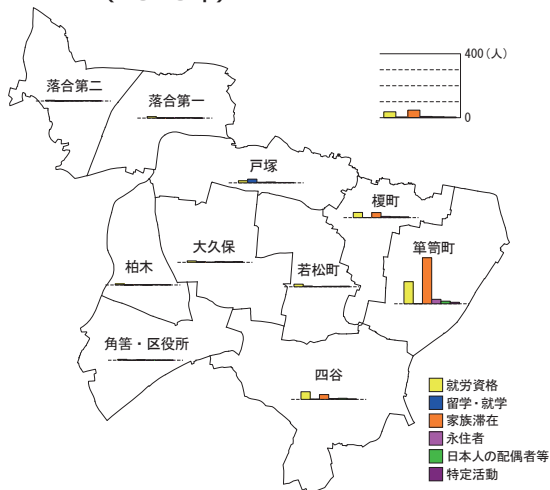


注：5人未満については表記を省略。

図表2-4-4 フランスの就労資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-4-5 フランスの主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)

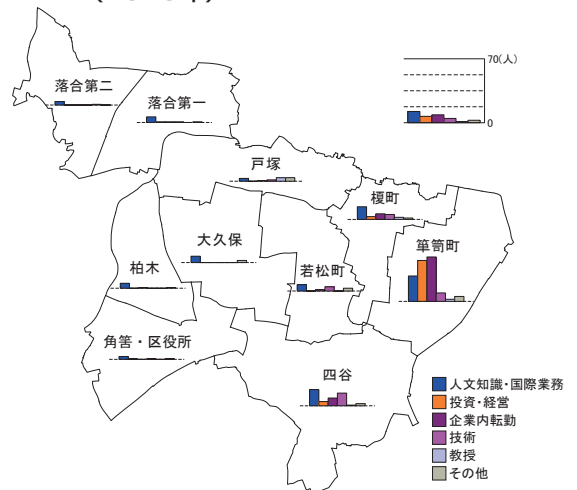


在留資格別人口でみると(図表2-4-3)、圧倒的に就労資格と「家族滞在」が多いことがわかります。2010年の統計をみると、両者を合わせて837人となり、フランス人全体の7割以上を占めています。

就労資格の内訳をみると(図表2-4-4)、「人文知識・国際業務」が最も多く、次いで「企業内転勤」、「投資・経営」、「技術」となっています。

「企業内転勤」は、フランス企業あるいは外資系企業の駐在で来日していると考えられます。そのほかに「人文知識・国際業務」「技術」も駐在で来日している可能性があります。「企業内転勤」の場合、海外本社の日本支店、あるいは海外支店の日本本社などに、一定期間の契約を定めて働くことに加え、その業務内容が「人文知識・国際業務」と「技術」に該当することが取得要件となっています。したがって、日本に駐在し業務内容が上記2つの資格に該当する場合

図表2-4-6 フランスの就労資格別人口の地域別内訳 (2010年)



は、「企業内転勤」ではなく同資格を取得することが可能となります(注3)。また、就労資格の地域分布をみると(図表2-4-6)、「企業内転勤」は筆筒町地域に集中し、「人文知識・国際業務」は筆筒町地域を中心に隣接地域(四谷・榎町)でもみられます。

就労資格についても一つ特徴的なのは、「投資・経営」も一定の割合を占めているということです。年齢層をみると、30代後半～40代前半に集中しており、また、9割以上が男性です。これも居住地域が筆筒町地域に集中しています。

15年間の推移で注目されるのは、規模こそ小さいですが、「留学」と「特定活動」が、特に2005年以降増加していることです。この「特定活動」はワーキングホリデーによる来日だと考えられます(注4)。

在留資格別人口の地域分布をみると(図表2-4-5)、就

(注3) ただし、「人文知識・国際業務」「技術」を取得する場合、「本邦の公私の機関」、すなわち日本の子会社や支店、あるいは日本本社との契約が必要となります。

(注4) 入管統計における全国のフランス人の特定活動の内訳のほとんどはワーキングホリデーです。

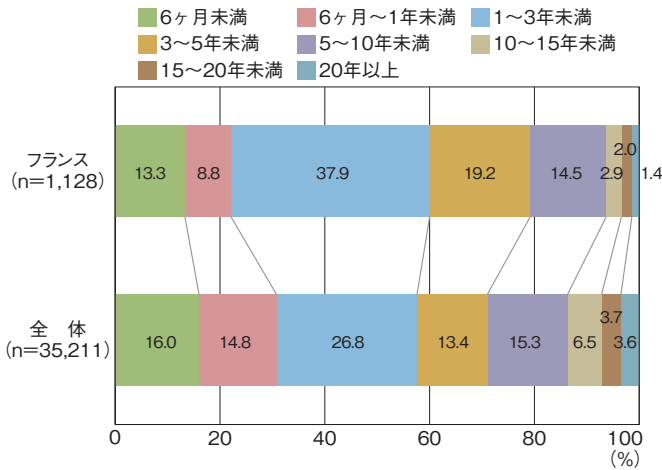
労資格と「家族滞在」は筆筒町地域に集中しており、「留学」「就学」^(注5)は数が少ないですが、比較的戸塚地域、特

に早稲田周辺に集中しています。働く層及びその家族と、学生では居住地域が違うことがわかります。

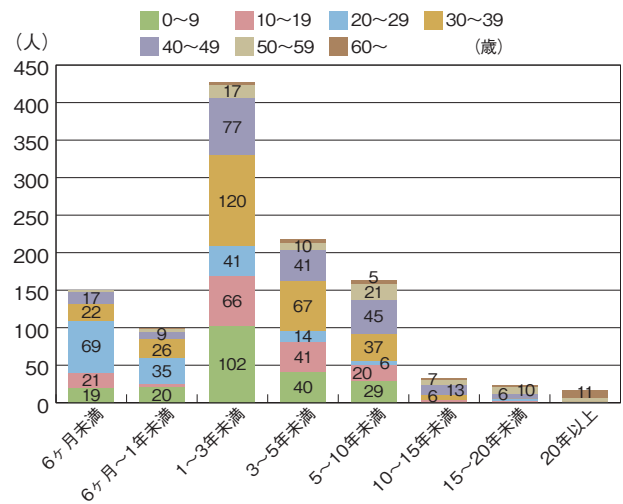
4 居住年数

- 1年以上5年未満の居住者が6割弱を占めている。その内訳は未成年と30～40代に二分される。
- 居住年数10年以上の割合は少なく、1割にも満たない。

図表2-4-7 フランスの居住年数別人口割合 (2010年)



図表2-4-8 フランスの10歳階級別居住年数別人口 (2010年)



注：5年未満については表記を省略。

居住年数別にみると（図表2-4-7）、フランス人は1年以上5年未満の居住者が全体に比べて多く、6割弱を占めています。駐在という形で来ている家族が多く、数年単位で滞在しているからであると考えられます。

次に年齢と居住年数の関係を見ると（図表2-4-8）、ボリュームゾーンである1年以上5年未満の居住者の年齢構成は、未成年（「0～9歳」と「10～19歳」）と30～40代に

大きく二分されるという特徴があります。

5年以上10年未満の中期居住者の年齢構成も、未成年が3割、30～40代が5割となり、1年以上5年未満の居住者と同様の傾向を示しています。

一方、10年以上居住している中長期・長期居住者の割合が6.4%に過ぎず、外国人全体の同13.8%に比べて非常に少ないことも、特徴として挙げられます。

5 家族類型

- 「ひとり世帯」が7割と外国人全体よりも少なく、一方「夫婦と子」世帯が2割弱存在する。
- 子どものいる世帯は筆筒地域と榎地域に、「ひとり世帯」は若松・大久保・戸塚・落合第一地域に集中している。

家族類型別世帯数^(注6)をみると（図表2-4-9）、「ひとり世帯」が7割と、外国人全体よりも少なく、一方「夫婦と子」世帯が2割弱（18%）を占めており、外国人全体の「夫婦と子」世帯の比率（5.9%）を大きく上回っています。さらに人口で見ると「夫婦と子」人口が「ひとり世帯」人口を上回っています。また、「夫婦と子」世帯の平均世帯人員は4.18人ですので、子どもが2人という家族世帯が多いと推察されます。

次に世帯数が20世帯以上ある地域で家族類型ごとに地

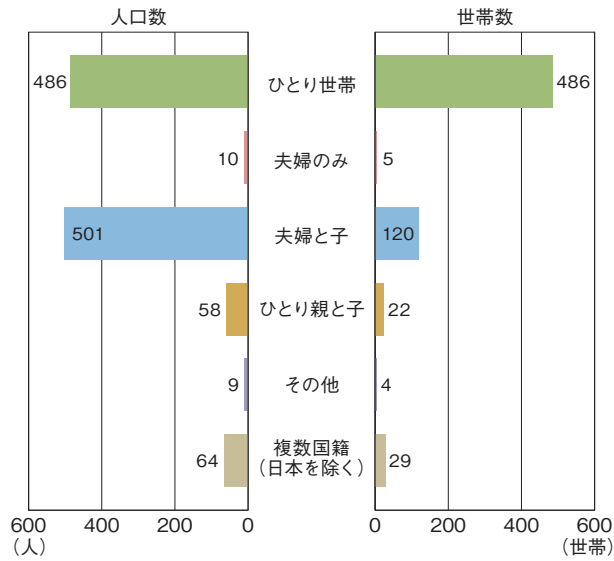
域分布をみると（図表2-4-10）、最も世帯数が多い筆筒町地域では、「夫婦と子」と「ひとり親と子」をあわせると、4割が子どものいる世帯となっています。また、榎町地域でも子どものいる世帯が2割弱あり、筆筒町地域と榎町地域が、子どものいる世帯の集住地域になっているといえます。一方、「ひとり世帯」が9割以上を占めるのは、若松町地域、大久保地域、戸塚地域、落合第一地域です。

以上から、フランス人については、家族形態によって住む地域がはっきりと異なることがわかります。

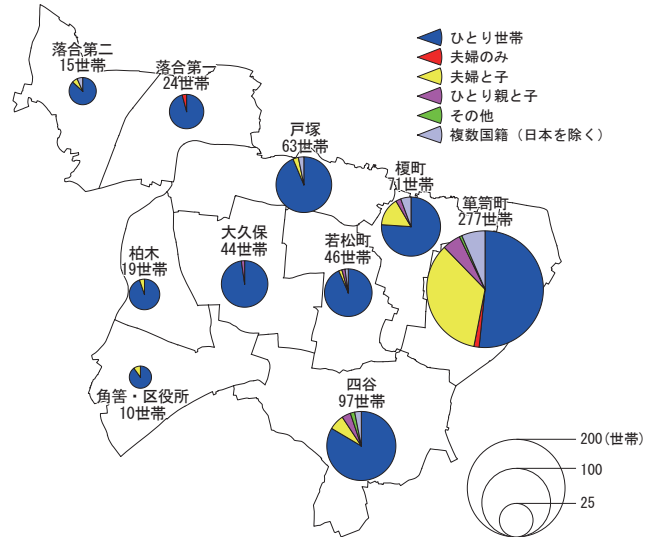
(注5) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

(注6) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

図表2-4-9 フランスの家族類型別人口と世帯 (2010年)



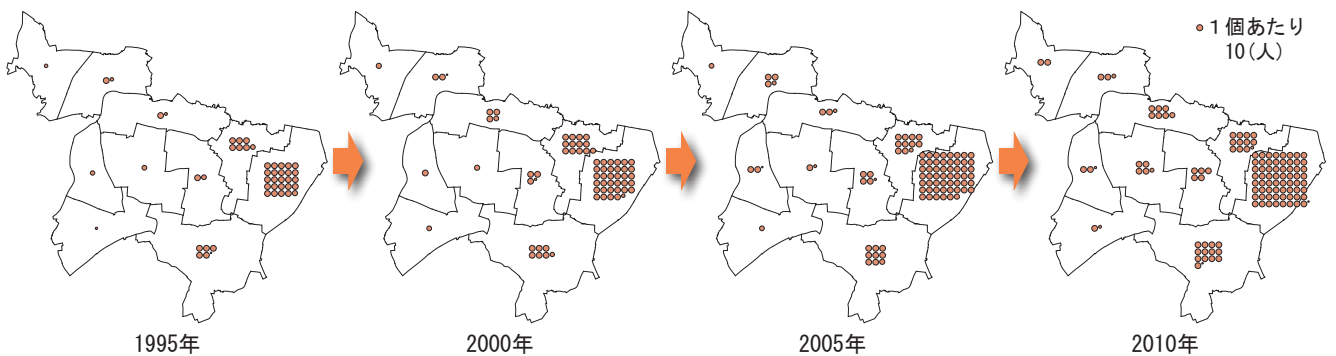
図表2-4-10 フランスの地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



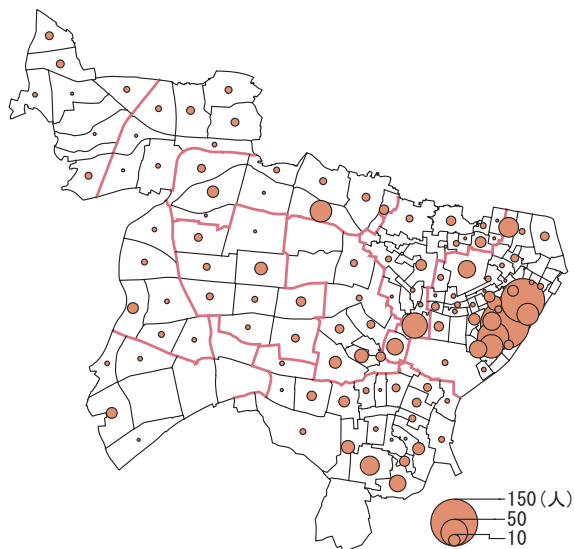
6 集住地域

- 筆筈地域を中心に周辺の四谷・榎町地域でも人口が増加している。
- 筆筈地域では市ヶ谷砂土原2・3丁目、若宮町での人口増加が著しい。

図表2-4-11 フランスの地域別人口の推移 (1995~2010年)



図表2-4-12 フランスの町丁別人口 (2010年)



過去15年間の集住地域の変化をみると(図表2-4-11)、同じ地域で人口が増えています。町丁別にみると(図表2-4-12)、市ヶ谷砂土原2・3丁目、若宮町です。このエリアには、外国人向けマンションが多く、居宅を探す場合、同じエリアに集中すると考えられます。

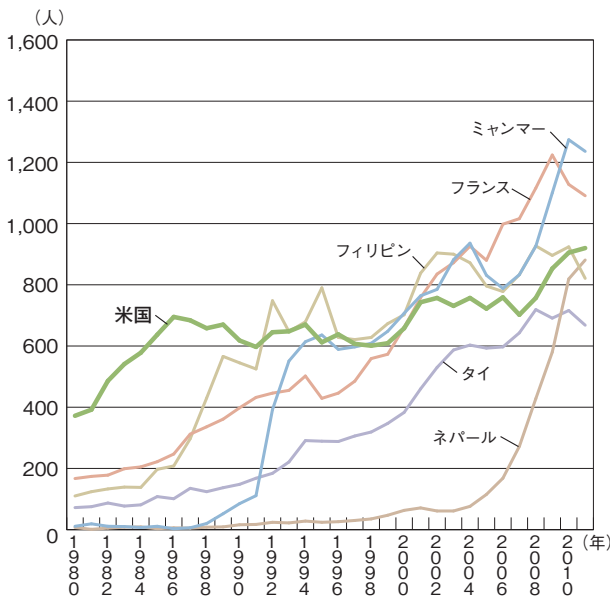
もう一つ、筆筈町地域を居住地として選択する理由として、学校の存在が挙げられます。近く(千代田区富士見)にはリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京というフランス外務省が管轄するフランス人学校の幼稚園・小学校があります(中学校・高校は両国にあります)。前述のとおり、フランス人の年齢構造をみると、14歳以下の子どもが一定程度いますので、学校から近い同エリアに集まっていると考えられます。

5 米国 (920人) 新宿区の外国人登録人口 2011年1月1日現在

1 人口の推移

- 緩やかな増加傾向にあり、特に2008年以降は人口が増加している。
- 2008年以降の増加の主な要因は留学生の増加による。

図表2-5-1 米国人口の推移 (1980~2011年)



新宿区に住む米国人の過去30年間の人口の推移をみると(図表2-5-1)、増減を繰り返しながら緩やかに増加しています。近年では、特に2008年以降増加傾向にあります。

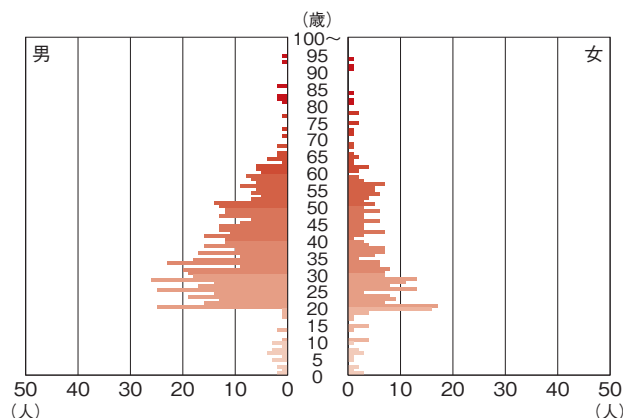
新宿区の米国人口増加の主な要因の一つは、留学生の増加です。1990年時点で「留学」「就学」^(注1)人口は35人でしたが、2011年には192人と5倍以上増加しています。特に留学生人口が伸び始めたのが2005年以降で、2008年から2009年にかけては4割増となっています。

新宿区の米国人「留学」人口は、特に早稲田や高田馬場で増えていることから、早稲田大学の存在が影響していると推察されます。早稲田大学の統計^(注2)によると、2010年5月1日の留学生総数は約3,500人で、中国と韓国の留学生数が全体の4分の3を占めており圧倒的に多いのですが、第4位の米国人留学生も189人と増加傾向にあります。同大学では、2007年度に打ち出された「留学生8,000人計画」のもとで、さまざまな留学生奨励プログラムが始まっており、そのことが2008年からの米国の留学生人口増加の一要因として考えられます。

2 年齢構造と男女比

- 20代~30代前半人口が最も多く全体の4割強を占めるが、そのうちの4割が「留学」「就学」である。
- 男性人口は女性の2倍以上である。

図表2-5-2 米国の人口ピラミッド (2010年)



年齢構造をみると(図表2-5-2)、20代~30代前半人口が最も多く、415人と全体の4割強を占めています。その内訳で最も多いのは留学生で、「留学」「就学」を合わせ

て20~34歳の約4割を占めています。次に多いのが「人文知識・国際業務」で4分の1弱、3番目に多いのが「日本人の配偶者等」で1割程度となっています。

しかし、20代~30代前半が突出して多いというわけでもなく、30代後半~50代前半も312人と全体の3割強を占めています。この年齢層では、「人文知識・国際業務」、「永住者」、「日本人の配偶者等」が順に多く、それぞれが2割前後を占めています。

男女比をみると、男性人口が明らかに女性人口を上回っています。2010年現在の全人口905人のうち、男性は606人、女性は299人で、男性は女性の約2倍となっています。特に就労資格^(注3)人口における男女比が顕著で、「人文知識・国際業務」「技術」「企業内転勤」など、いずれも3倍以上の差があります。また、定住系在留資格でも、「永住者」で1.8倍、「日本人の配偶者等」で2.5倍という男女比になっています。

(注1) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

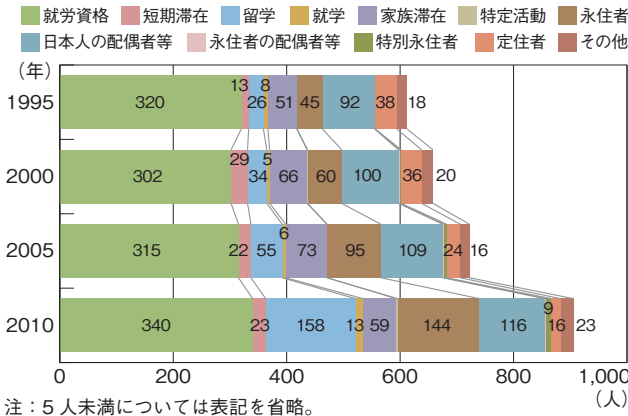
(注2) 早稲田大学留学センター『2010年度前期 早稲田大学外国人学生在籍数(2010年5月1日現在)』を参照しました。

(注3) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格(教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能)の人口を集計しています。

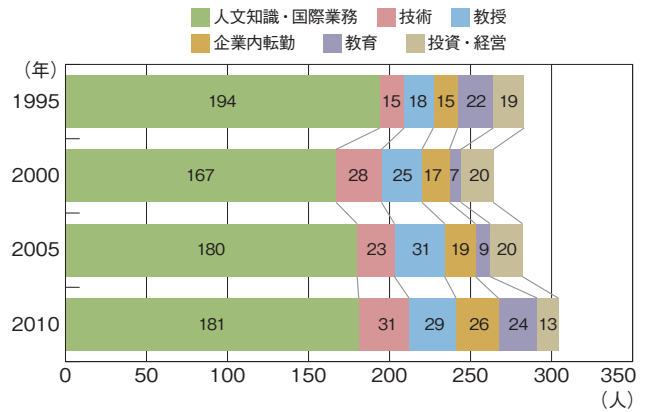
3 在留資格

- 就労資格と「留学」「永住者」「日本人の配偶者等」が多い。
- 就労資格では、「人文知識・国際業務」が5割強。「技術」「教授」「企業内転勤」「教育」が約1割ずつ。
- 2005年以降、「留学」「永住者」が大きく増加している。

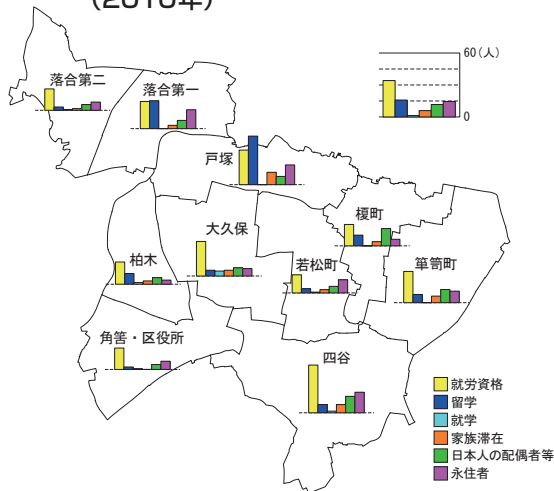
図表2-5-3 米国の在留資格別人口の推移 (1995～2010年)



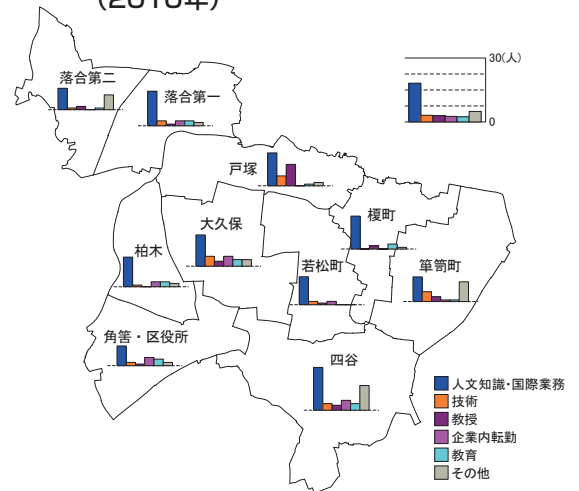
図表2-5-4 米国の就労資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-5-5 米国の主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



図表2-5-6 米国の就労資格別人口の地域別内訳 (2010年)



在留資格別にみると（図表2-5-3）、就労資格の割合が大きいことがわかります。しかし、15年間の推移をみると、就労資格が全体に占める割合が徐々に減っていますが、それでも2010年時点でも約4割を占めています。

就労資格人口の内訳をみると（図表2-5-4）、「人文知識・国際業務」の占める割合が圧倒的に大きく、過半数を占めています。そのほかの国籍と異なり、特徴的なのは、「教授」や「教育」の占める割合が多いことです。これは、新宿区に住む米国人の就労先として、大学の教員や小中学校のALT（外国語指導助手）などが考えられます。「人文知識・国際業務」はフランスと同様に米国企業の駐在として来ている場合も考えられますが、同資格に該当する英会話学校の講師なども考えられます。

米国人の人口増の要因の一つは「留学」の増加ですが、そのほかに「永住者」が増えています。「永住者」の取得

要件は10年以上の日本滞在が原則ですが、日本人や永住者等^(注4)の配偶者であれば、3年以上婚姻を継続し、日本に1年以上在留していれば、取得要件に該当します。在留資格の推移から推測できるのは、もちろん就労資格からの切り替えもあるでしょうが、「日本人の配偶者等」から数年で「永住者」に切り替えているとも考えられます。

次に在留資格別人口の地域分布をみると（図表2-5-5）、就労資格は四谷地域、大久保地域で比較的多いことがわかります。また、内訳をみると（図表2-5-6）、「人文知識・国際業務」は全体的に分布していますが、「教授」は戸塚地域に多いという特徴がうかがえます。

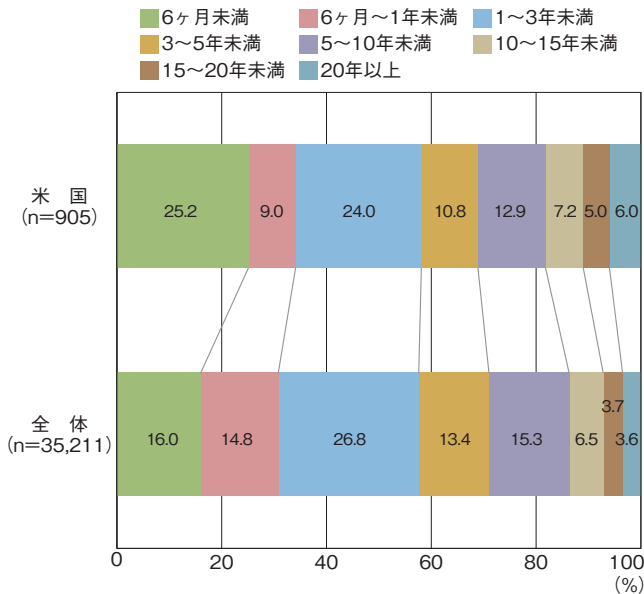
「留学」は戸塚地域、落合第一地域で多くなっています。また、「永住者」は戸塚地域、四谷地域、落合第一地域に比較的分布しています。

(注4) 特例として、日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上日本に在留していれば、永住許可を得られます。

4 居住年数

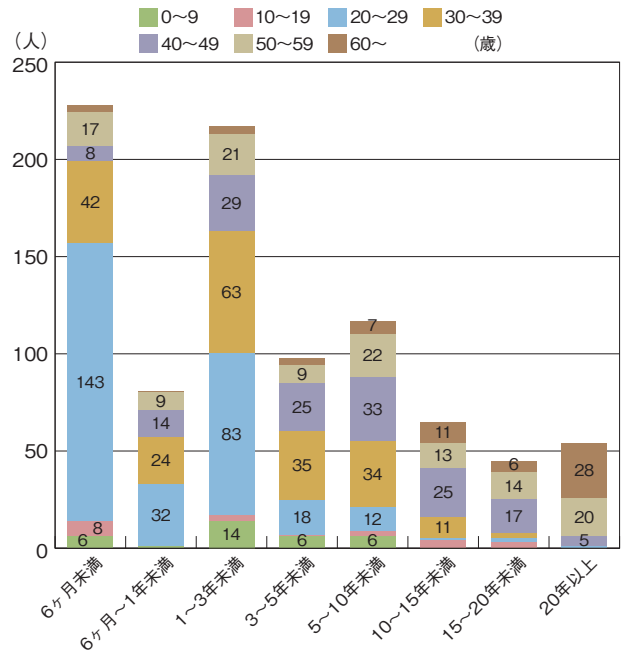
- 「6ヶ月未満」の居住者が4分の1。そのうち4割以上が「留学」である。

図表2-5-7 米国の居住年数別人口割合 (2010年)



居住年数別にみると(図表2-5-7)、米国人は全体に比べて「6ヶ月未満」が多く、「6ヶ月～1年未満」が少ないという特徴があります。「6ヶ月未満」が全体の4分の1を占めています。この層で最も多いのは「留学」で、同期間の居住者の4.5割を占めています。また、「留学」といっても、本科生として大学に4年間通う学生は少ないと考えられます。例えば、早稲田大学では、2010年5月現在、同大学の米国人留学生189人のうち、92人が国際教養学部による1年間のプログラムを利用しています。図表2-5-7に用いた統計の基準日は1月1日ですから、9月に

図表2-5-8 米国の10歳階級別居住年数別人口 (2010年)



注：5人未満については表記を省略。

新規で来日した留学生の居住年数は自ずと6ヶ月未満になります。

年齢別内訳をみると(図表2-5-8)、短期居住者のうち「6ヶ月未満」では20代が6割強を占めます。

5年未満の短期居住者のうち「6ヶ月未満」に次いで数が多い「1～3年未満」になると、20～30代が中心世代(7割弱)となってきます。5年以上10年未満の中期居住者の中心年代は30～40代、10年以上以上20年未満の中長期居住者の中心世代は40～50代で、どちらも同期間の居住人口の約6割を占めています。

5 家族類型

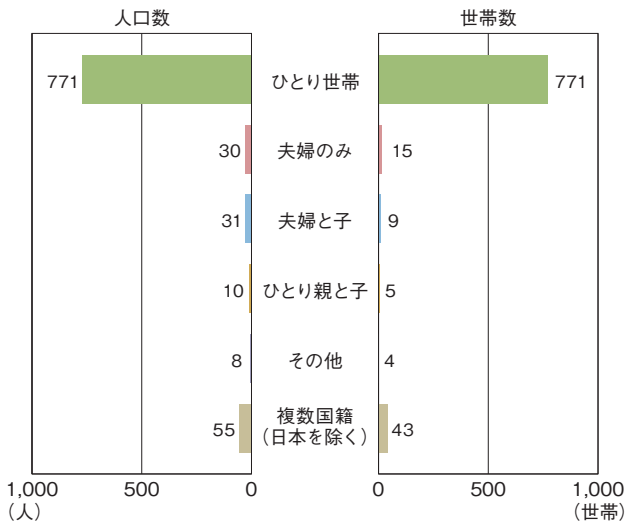
- 「ひとり世帯」が全体の9割と、他の国籍に比べて割合が高い。
- 筆筈地域、若松地域、大久保地域では、「複数国籍」^(注5)の世帯が1割近くある。

家族類型別世帯数^(注6)をみると(図表2-5-9)、他の国籍に比べて「ひとり世帯」が多く9割を占めます。これはもちろん単身で留学や就労目的で来日した層が多いことを表していますが、在留資格別人口で「日本人の配偶者等」が1割以上いることから、日本人との混合世帯も一定層含まれていると考えられます。

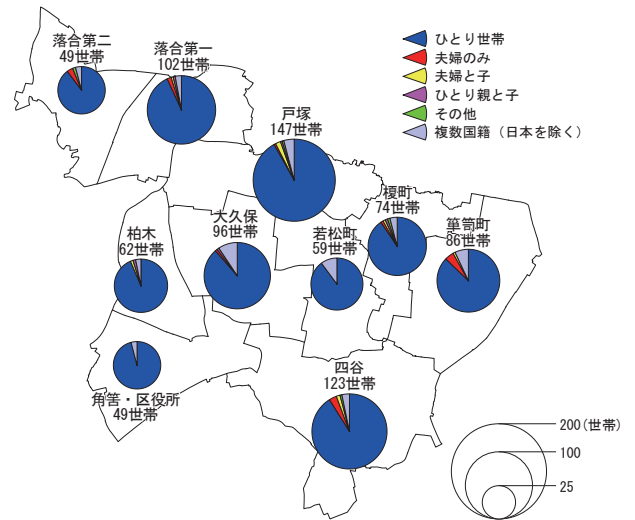
次に家族類型ごとに地域分布をみると(図表2-5-10)、落合第一地域、柏木地域、角筈・区役所地域で「ひとり世帯」の割合が高いですが、その他の地域では1割程度は家族の形態で暮らしています。また、筆筈町地域、若松町地域、大久保地域では、「複数国籍」世帯が1割近くあります。

(注5) 「複数国籍」とは、日本国籍以外の別の国籍の住民と家族を形成している世帯をさします。「複数国籍」以外の世帯は、すべて同一国籍による世帯です。
 (注6) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親子」となる場合があります。

図表2-5-9 米国の家族類型別人口と世帯 (2010年)



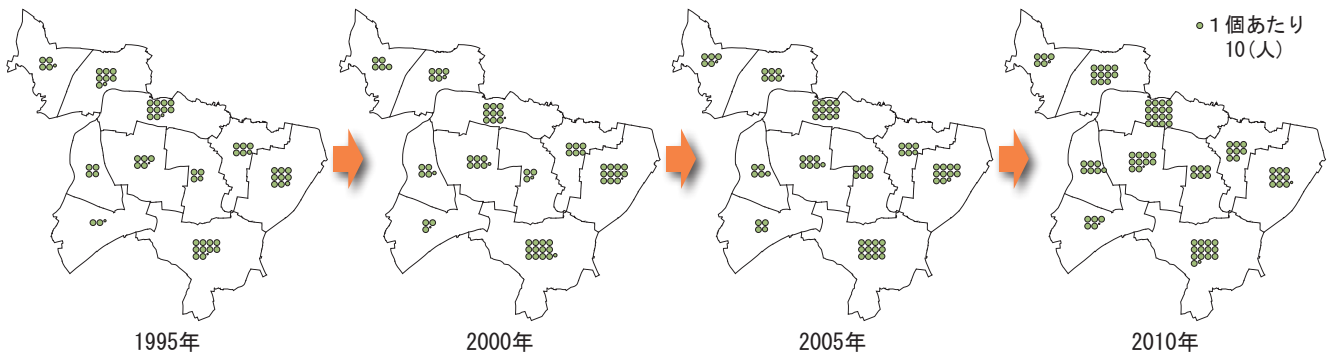
図表2-5-10 米国の地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



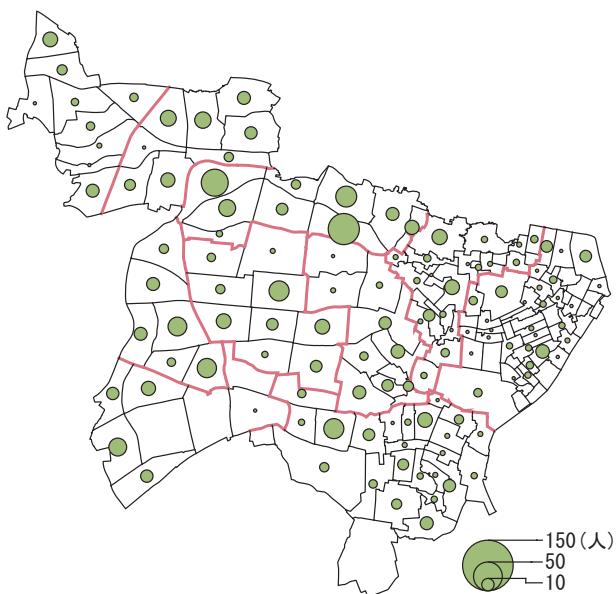
6 集住地域

- 特定の地域に集住していないが、近年、戸塚での人口増が目立つ。
- 特に人口増加が大きいのは、高田馬場3丁目、西早稲田2丁目。

図表2-5-11 米国の地域別人口の推移 (1995~2010年)



図表2-5-12 米国の町丁別人口 (2010年)



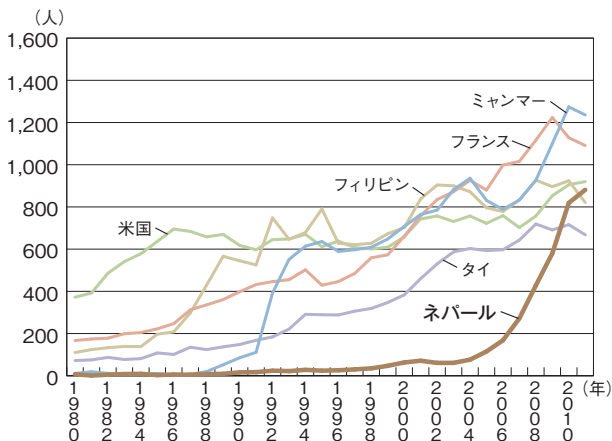
地域別人口の過去15年間の推移をみると(図表2-5-11)、特に突出して一つの地域で人口が多いという傾向はありませんが、2005年以降は戸塚地域での人口増が目立ちます。その理由は、留学生が増えたことだと考えられます。その根拠として、高田馬場3丁目、西早稲田2丁目での留学生人口割合が高くなっていることが挙げられます(図表2-5-12)。西早稲田2丁目には早稲田大学の留学生寮がありますし、高田馬場3丁目は高田馬場駅にもアクセスしやすく、また、学校からも近いため、人口が増えていると考えられます。

6 ネパール (881 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- 2005 年から 2008 年にかけては、毎年 5 割増しのペースで急増している。
- 人口の伸び率は 23 区内でも目覚ましく、2008 年より都内 1 位に。

図表 2-6-1 ネパール人口の推移 (1980~2011 年)



新宿区に住むネパール人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-6-1)、2005 年以降急激に伸びていることが分かります。特に 2005 年~2008 年にかけては、前年と比べて毎年 5 割増しのペースで増えています。

2011 年には増加率は大幅に下がったものの依然として増加傾向にあり、2010 年 1 月 1 日時点では区内で 7 番目に人口の多い国でした^(注1)。

ここ数年間のネパール人の急激な人口増加は、全国的にも、東京都でもみられます。その主な理由には、ネパール

国内の政情が不安定な状態にあることが挙げられます。ネパールでは 1990 年代後半から、野党のマオイスト (毛派) と政権との間で内戦が続き、2006 年 5 月に和平交渉入りで合意しました。2008 年には憲法を制定するための議会発足に向けて制憲議会選挙が行われ、2010 年 5 月までに新憲法を公布する計画が発表されましたが、2 度の議会任期の延長を経たにも関わらず、未だに制定されてはいません。

このような政治情勢の不安定さから、ネパール国民は海外に留学や働きに出る人が多くなっています。また、2004 年以降、ネパールから国外への新規出稼ぎ労働者数及び GDP に占める海外からの送金額の割合も年々増加しています^(注2)。

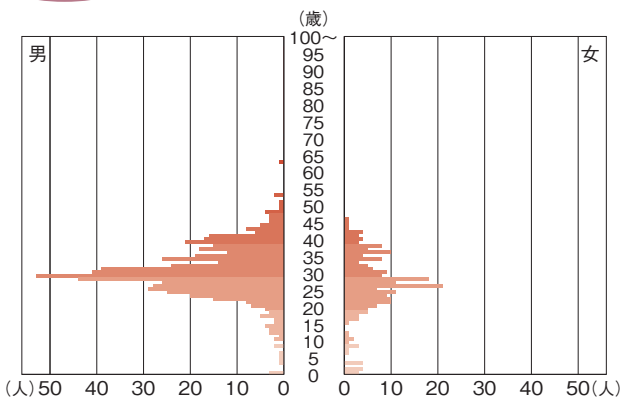
なかでも新宿区におけるネパール人口の伸び幅は目覚ましく、2005 年は 115 人でしたが、5 年後の 2010 年には 819 人へと 7 倍も増えています。その増加率は都内でも抜きんできており、2008 年から大田区を抜いて都内 1 位となっています。

なぜ新宿区で伸びているのかを考えてみます。在留資格でみると、料理人に該当する在留資格である「技能」と「留学」が増えていることから、新宿区に多くあるインド料理やネパール料理などのレストランで働く人々と、専門学校、大学に通う層が集まってきていると考えられます (詳細は (4) 在留資格を参照)。

2 年齢構造と男女比

- 20~30 代が突出して多い。男性人口が女性人口の 2.6 倍。
- 20~30 代において、男性は就労資格^(注3)と「留学」、女性は「家族滞在」がきわめて多い。

図表 2-6-2 ネパールの人口ピラミッド (2010 年)



年齢構造をみると (図表 2-6-2)、圧倒的に 20~30 代が多いことがみてとれます。なかでも男性は 30 歳前後、女性は 20 代後半の人口がきわめて多く、男性は 28~31 歳の人口だけで全体 (593 人) の 3 割を、女性は 25~29 歳人口で全体 (226 人) の約 3 割を占めています。

また、男女比をみると、男性が女性より明らかに多いことがわかります。全体でも、2 倍以上の差があります。

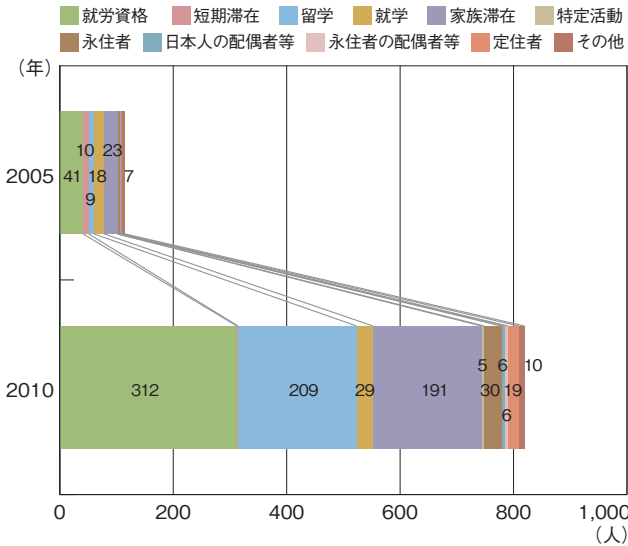
在留資格でみると、男性は就労資格と「留学」が、女性は「家族滞在」が特に多くなっています。

(注 1) 2011 年 9 月 1 日現在のネパールの登録人口は 952 人で、減少傾向にある米国、フランスを抜いて第 4 位にまで浮上しています。
 (注 2) 2004~2005 年の新規出稼ぎ者数は約 14 万人でしたが、5 年後の 2009~2010 年は約 29 万 4,000 人と約 2 倍増えています。また、GDP に占める海外送金額の割合は、同期間で 11.1% から 19.6% と倍近く増加しています (在ネパール日本大使館「図説 ネパール経済 2011」2011 年 5 月)。
 (注 3) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能) の人口を集計しています。

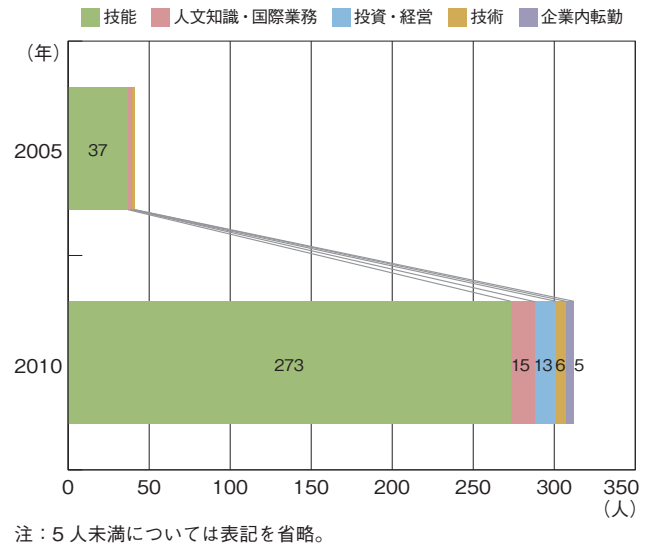
3 在留資格

- 就労資格と「留学」「家族滞在」が多く、地域的には大久保地域を中心に戸塚・柏木地域に集中している。
- 就労資格は「技能」が9割を占める。

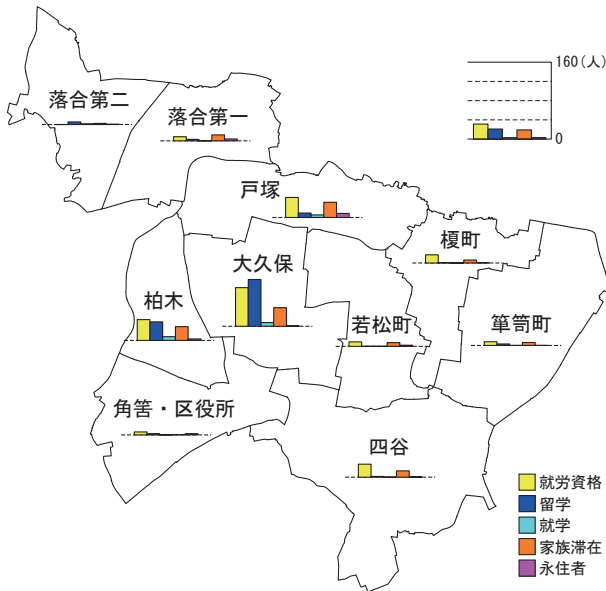
図表2-6-3 ネパールの在留資格別人口の推移 (2005～2010年)



図表2-6-4 ネパールの就労資格別人口の推移 (2005～2010年)



図表2-6-5 ネパールの主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



在留資格別人口をみると(図表2-6-3)、就労資格と「留学」「家族滞在」の占める割合が大きいです。

就労資格では、実に9割が「技能」^(注4)で占められています(図表2-6-4)。近年ますます増えつつあるインド料理店、また、さまざまな国籍の料理店の集まる大久保地域を中心に就労資格が分布していることから(図表2-6-5)、この「技能」は主に料理人で占められると考えられます。

そのほかに、「留学」と「就学」^(注5)をあわせると全体の約3割を占めています。その要因の一つとして考えられるのが、全国的なネパール人の専門学校への留学生増加です。全国学校法人立専門学校協会の統計によると、ネパール人の専門学校への入学者数は、2005年5月時点では118人でしたが、2010年5月には452人へと約4倍も増えています^(注6)。

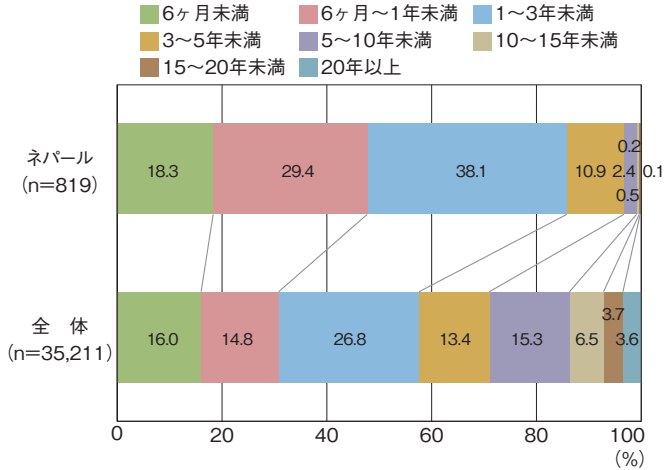
新宿区には大久保を中心に多くの専門学校があります。在留資格の地域別内訳をみても、大久保を中心に分布していることから、「留学」とは専門学校生だと考えられます。「家族滞在」は主に、就労資格または「留学」で来日した人の家族に与えられる在留資格です。しかし、就労資格の6割(312人のうち197人)、「留学」の9割以上(209人のうち202人)は「ひとり世帯」です。したがって「家族滞在」191人の大部分は、就労資格の残り4割とともに来日した妻(夫)や子であると推察されます。

(注4) 「技能」は外国料理の料理人、外国特有の建築や土木に係る建築士、ワインのソムリエやスポーツの指導者などが該当します。
 (注5) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。
 (注6) 「学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書」全国学校法人立専門学校協会を参照しました。

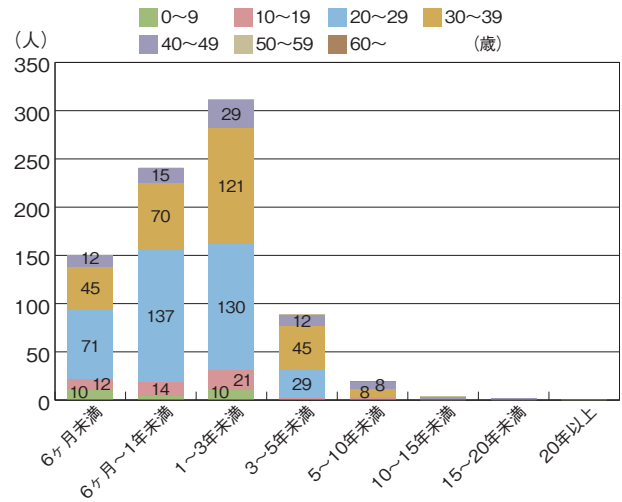
4 居住年数

- 3年未満の短期居住者が9割弱を占める。なかでも1年未満居住者が全体の5割を占める。
- 3年未満居住者での中心世代は20～30代で、8割を占める。

図表2-6-6 ネパールの居住年数別の人口割合 (2010年)



図表2-6-7 ネパールの10歳階級別居住年数別人口 (2010年)



注：5人未満については表記を省略。

居住年数別にみると(図表2-6-6)、3年未満の居住者が9割弱を占めていて、ほとんどが短期居住者であるというのが最大の特徴です。全体と比べると「6ヶ月～1年未満」の割合が全体の2倍、「1～3年未満」の割合が全体の1.4倍となっています。

年齢別の内訳をみると(図表2-6-7)、3年未満の中心世代は20～30代ですが、1年未満の居住者では20代5割、

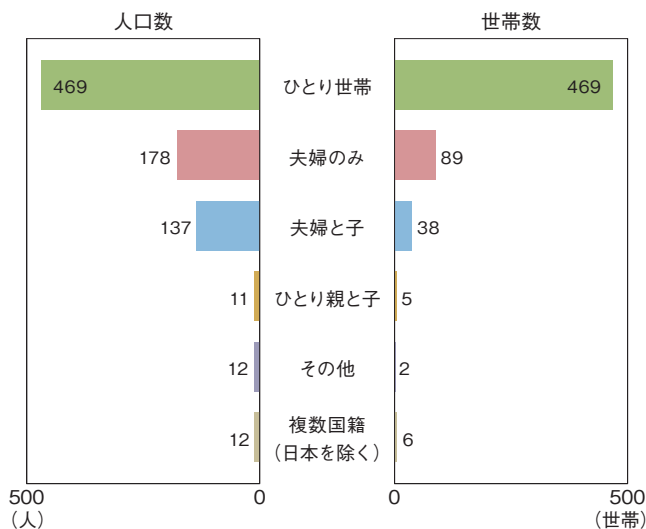
30代3割というバランスで、「1年～3年未満」になると20代、30代ともに約4割となります。

他の国籍と比べて居住年数が極端に短い理由は、2005年には115人だった人口が2010年には819人になっており、増加した約700人は過去5年以内に来日しているからです。したがって、居住期間5年以上という人は3.3%(27人)しかいません。

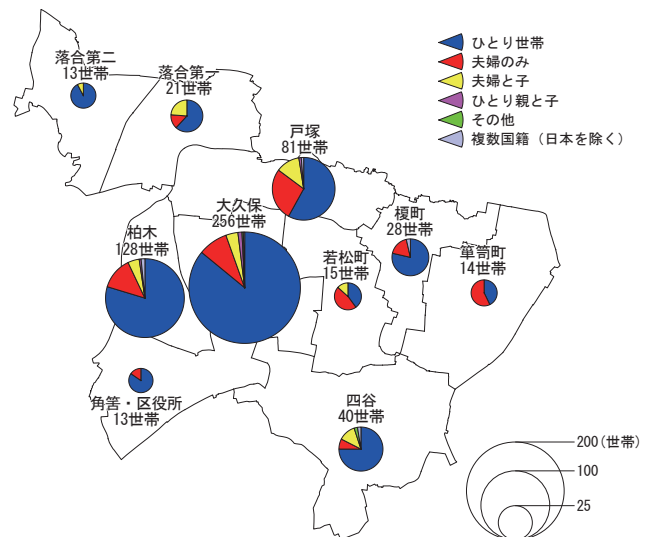
5 家族類型

- 他の国籍に比べ、ひとり世帯が7割と少なく、「夫婦のみ」世帯が1.5割と多い。
- 「夫婦のみ」「夫婦と子」世帯の割合が戸塚地域で高い。

図表2-6-8 ネパールの家族類型別人口と世帯 (2010年)



図表2-6-9 ネパールの地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



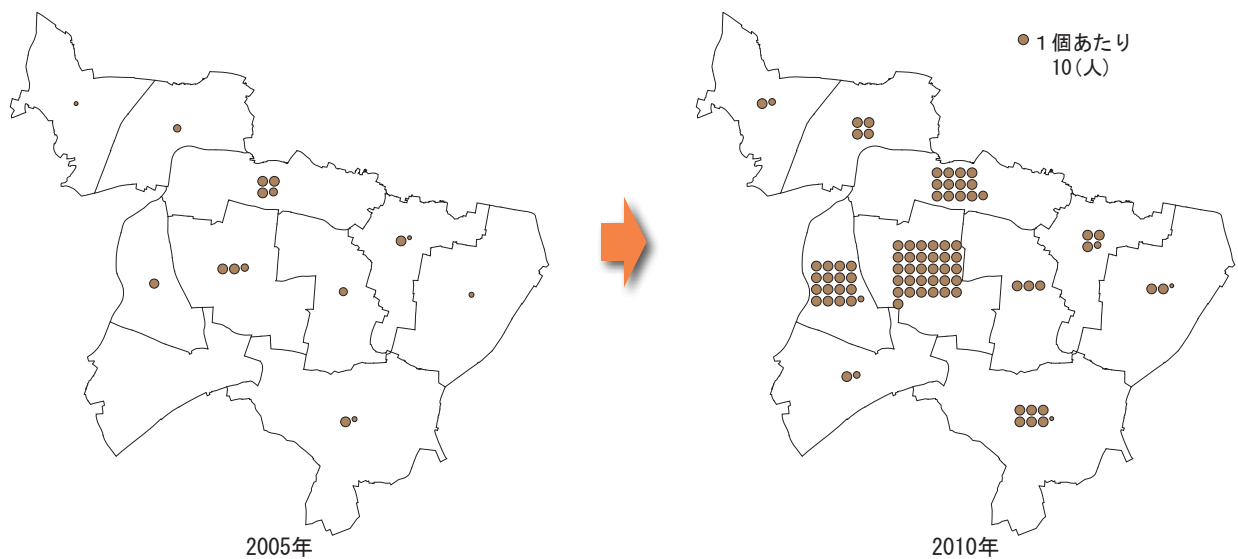
家族類型別世帯数^(注7)をみると(図表2-6-8)、もっとも多いのは「ひとり世帯」ですが、その割合は7割と外国人全体に比べて少なく、一方「夫婦のみ」世帯が1.5割あり、これは外国人全体に比べてかなり高いといえます。また、「夫婦のみ」世帯が「夫婦と子」世帯よりも多いというのもネパールの特徴です。「夫婦と子」世帯も一定の割合を占めており、外国人全体と比較するとやや割合が高いといえます。

次に世帯数が20世帯以上ある地域で家族類型ごとに地域分布をみると(図表2-6-9)、大久保地域では「ひとり世帯」の割合が高く、一方、戸塚地域では「ひとり世帯」が少なく、「夫婦のみ」と「夫婦と子」世帯の割合が高くなっています。四谷地域と落合第一地域では「夫婦と子」世帯の割合が高くなっています。柏木地域はネパール人全体の家族タイプの比率に近いといえます。

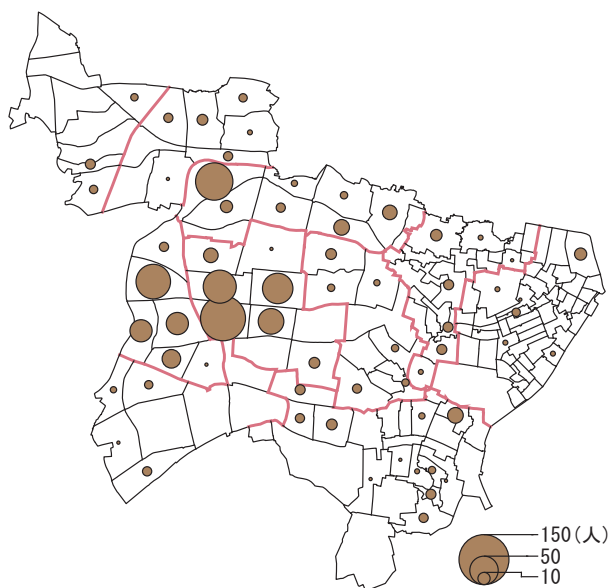
6 集住地域

- 大久保地域を中心に柏木・戸塚地域で急増している。
- 大久保地域では百人町1・2丁目、柏木地域では北新宿1～3丁目、戸塚地域では高田馬場3丁目が多い。

図表2-6-10 ネパールの地域別人口の推移(2005～2010年)



図表2-6-11 ネパールの町丁別人口(2010年)



集住地域をみると(図表2-6-10)、2005年から2010年の5年間で激増したことがみてとれます。特に大久保地域を中心に、柏木地域、戸塚地域で増加しています。町丁別でみると(図表2-6-11)、大久保地域では百人町1・2丁目(計189人)、大久保1・2丁目(計98人)、柏木地域では北新宿1～3丁目(計135人)、戸塚地域では高田馬場3丁目(85人)が多くなっています。

大久保地域、戸塚地域、柏木地域が集住地域となっているのは、これらの地域にインド・ネパール料理のレストランや専門学校があり、その近くに居住しているからだと考えられます。

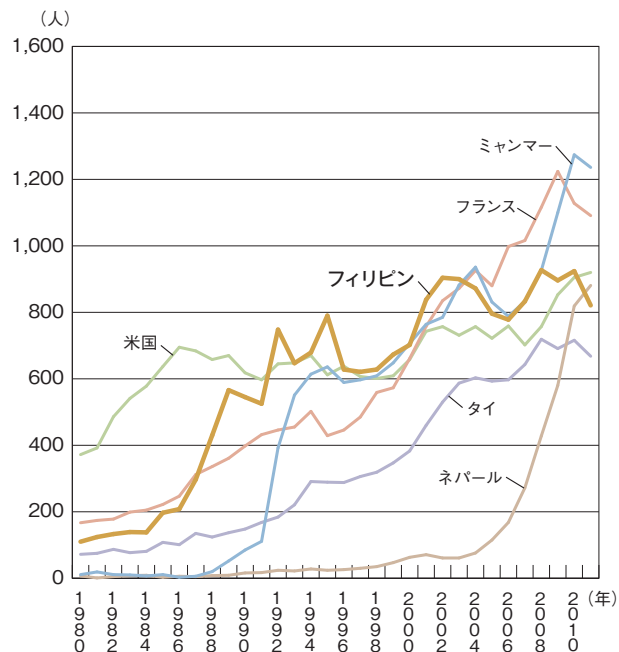
(注7) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

7 フィリピン (821 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- 1980 年代後半に急激に人口が増加した。
- 1990 年代は増減を繰り返しながらも増加傾向にあったが、2000 年代以降は増減を繰り返している。

図表2-7-1 フィリピン人口の推移 (1980~2011年)



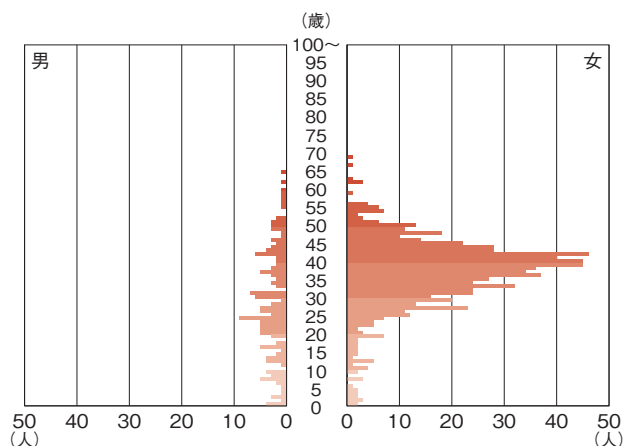
新宿区に住むフィリピン人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-7-1)、1980 年代後半に急激に人口が増加し、その後 1993 年に前年比で 13.5% 減、1996 年には 20.5% 減という大幅な減少を経てからは、増減を繰り返しながらわずかに増加しています。

1980 年代後半にフィリピン人口が増加した背景には、日本でのバブル景気到来に伴い、出稼ぎ先として日本の歓楽街でサービス産業に従事するフィリピン人女性が増加したことにあります。また、同産業での人口増加を促した主要因として、フィリピン人に限って「芸能人証明書 (ARB)」の発行が「興行」の在留資格取得の条件として両政府間で認められており、同ビザが他国よりも取得しやすかったということが挙げられます。しかし、2004 年 6 月、日本は、米國務省から、売春などの人身売買の「第 2 監視国」に指摘され、具体例としてフィリピン人女性が挙げられたことから、2005 年 3 月に同制度が廃止され、2006 年 6 月より「興行ビザ」の基準省令を改正しています。そのため、フィリピン人の「興行」人口は全国および東京都で 2005 年以降急激に減少しています。

2 年齢構造と男女比

- 女性人口の割合が顕著に高く、男性の 4 倍である。かつ、30~40 代の女性が突出して多い。
- 30~40 代女性で最も多いのは「永住者」(4 割弱)。次いで「興行」「日本人の配偶者等」が多い。

図表2-7-2 フィリピンの人口ピラミッド (2010年)



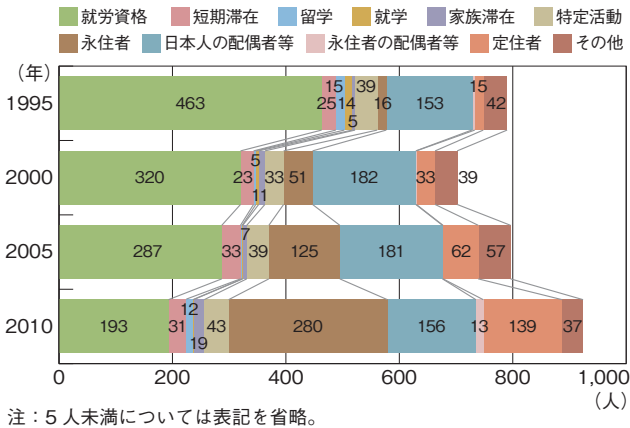
次に年齢構造をみると (図表 2-7-2)、30~40 代が突出して多いことがわかります。また、顕著に女性の割合が高く、男性 169 人に対して女性 755 人と 4 倍以上の差があります。

30~40 代女性 (561 人) の在留資格別人口割合をみると、最も多いのが「永住者」で 36%、次が「興行」の 24%、次いで「日本人の配偶者等」(18%)、「定住者」(9%) と続いています。

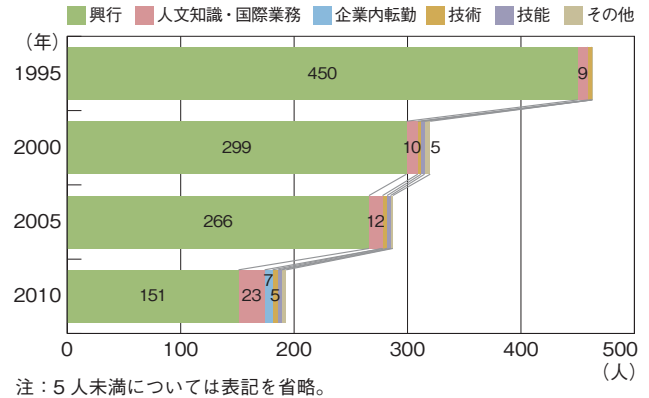
3 在留資格

- 就労資格^(注1)と「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」が多い。ここ数十年で就労が減り、「永住者」「定住者」が増加している。
- 就労資格は「興行」が圧倒的に多いが、近年「人文知識・国際業務」が増加傾向にある。
- いずれの在留資格ともに、大久保地域が特に多い。

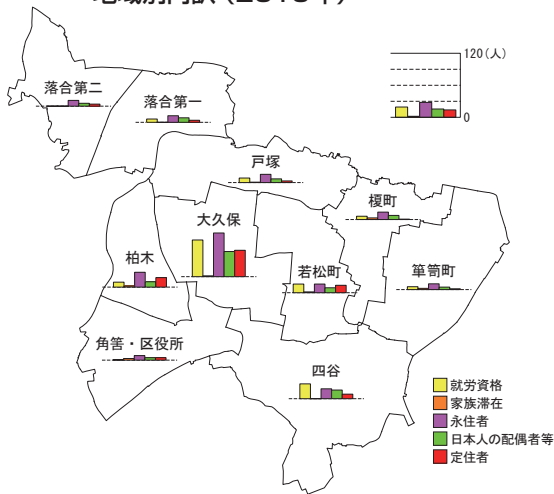
図表2-7-3 フィリピンの在留資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-7-4 フィリピンの就労資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-7-5 フィリピンの主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



過去15年間の在留資格別人口の推移をみると(図表2-7-3)^(注2)、就労資格が減り、「永住者」「定住者」人口が増えています。

一方、就労資格の内訳をみると(図表2-7-4)、「興行」の割合は常に高いのですが、実数は大きく減少しています。一方、2010年になると、「人文知識・国際業務」が、少しずつ増加傾向にあることがみてとれます。

就労資格(すなわち「興業」)の減少と、「永住者」「定

住者」の増加は、フィリピン人女性と日本人男性の結婚・離婚、出産が大きな要因として考えられます。

これは、一つには1980年～1990年代に「興業」の在留資格を得て、エンターテイナーとして来日したフィリピン人女性が、日本人と結婚^(注3)、あるいは日本人の実子を扶養し、「日本人の配偶者等」または「定住者」などの在留資格を得て、「永住者」に切り替えているというケースが考えられるからです。

「日本人の配偶者等」から「永住者」への資格変更要件は、日本人との実質を伴った婚姻生活が3年以上あり、かつ引き続き日本での滞在が1年以上ですから、他の資格に比べて短期間で「永住者」を取得できます。5年前の「日本人の配偶者等」人口が、5年後の「永住者」に切り替わっている層も少なくないと考えられます。

次に「定住者」の資格要件ですが、「告示外定住」(法務大臣が個々の外国人の事情を考慮し「定住者」の資格を与えること)で、一定の要件を満たせば^(注4)、離婚後や、日本人との間の実子を養育している場合に「定住者」となります。「定住者」から「永住者」への変更は、日本での居住年数5年以上で可能です。

在留資格による地域別分布をみると(図表2-7-5)、おおむねどの在留資格も大久保地域を中心に居住していることがみてとれます。そのほか、四谷地域での就労資格が若干多く、「永住者」は柏木地域で若干数いることがみてとれます。

(注1) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格(教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能)の人口を集計しています。

(注2) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

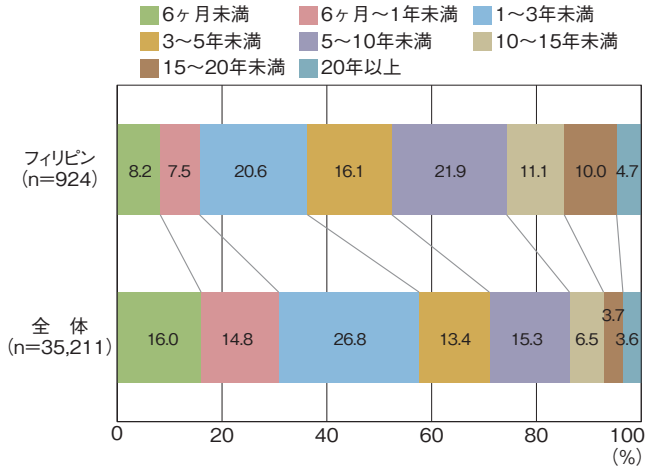
(注3) 厚生労働省『人口動態調査』から、フィリピン人女性と日本人男性による1990年代以降の国際結婚数を見ると、2006年までは増加の一途をたどり、同年全国籍のトップに躍り出ている。その後、年々減少傾向にありますが、依然として高い結婚件数を記録しています。

(注4) 例えば、1) 子どもがいなくても最低3年以上の婚姻歴がある場合、2) 日本人・永住者・特別永住者との間に出生した子を日本国内で養育している場合、3) 婚姻関係があるなしにかかわらず、出生時父母のどちらかが日本人である場合(ただし、婚姻関係のない父母の子は日本人父からの認知が必要)、独立した生計能力があれば、「定住者」の資格が与えられます。

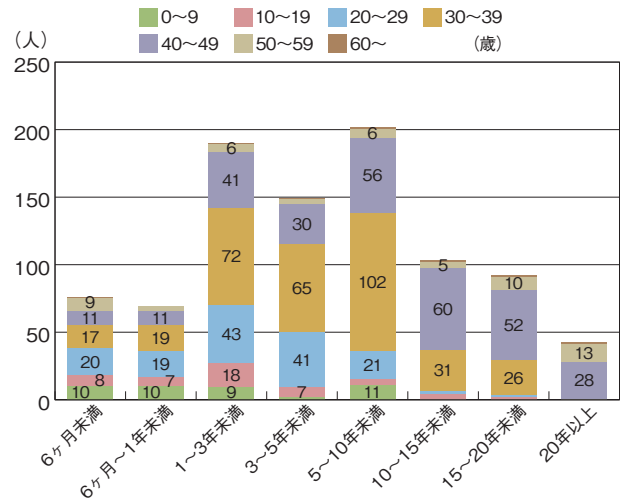
4 居住年数

- 居住年数5年以上の割合が多く全体の5割弱を占める。そのうち8~9割が30~40代である。
- 短期居住者のうち1年以上5年未満の中心は20~40代であるが、30代がやや多く4割である。

図表2-7-6 フィリピンの居住年数別人口割合 (2010年)



図表2-7-7 フィリピンの10歳階級別居住年数別人口 (2010年)



注：5人未満については表記を省略。

居住年数別にみると(図表2-7-6)、フィリピン人は全体に比べて居住年数5年以上の割合が大きいことが特徴として挙げられます。居住年数5年以上の割合は全体では約3割ですが、フィリピンの場合は5割近くいます。

居住年数と年齢の関係をみると(図表2-7-7)、1年未満の居住者は、20~30代が多いとはいえ各世代に幅広く分布しています。1年以上5年未満の居住者になると、20~

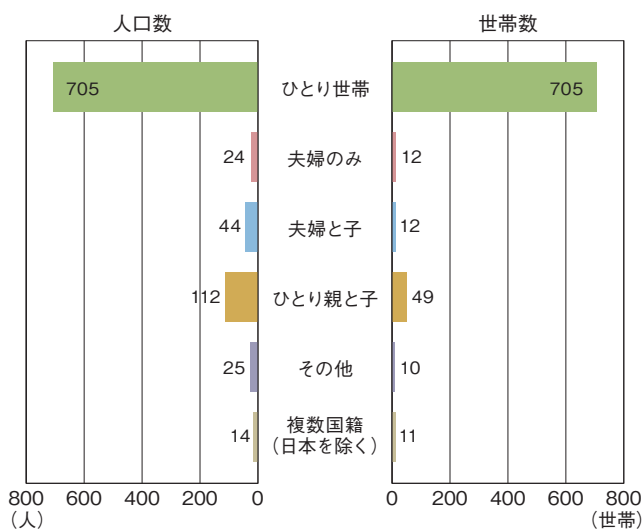
40代が中心世代となりますが、30代の割合がやや多く4割となっています。

中期・中長期居住者では、30~40代が約8~9割を占めますが、5年以上10年未満の中期居住者では30代がもっとも多く5割、10年以上20年未満の中長期居住者になると40代にシフトし、40代が6割弱を占めます。

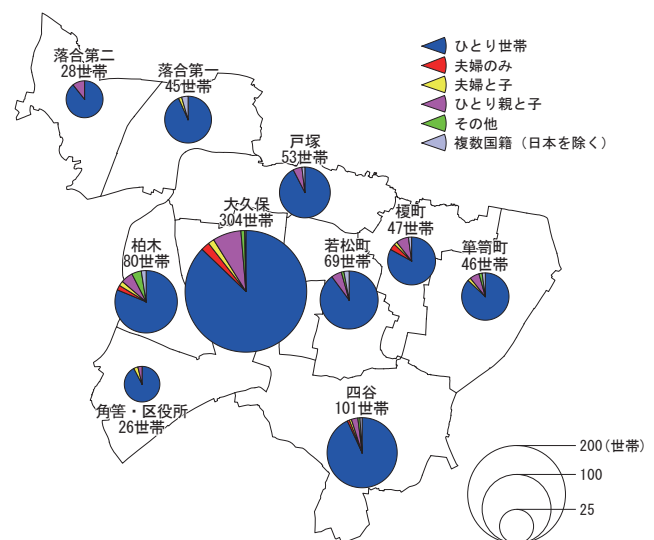
5 家族類型

- 「ひとり親と子」世帯が16~17世帯のうち1世帯あり、外国人全体より多い。
- 「ひとり親と子」世帯の割合と世帯数がともに多いのは大久保地域である。

図表2-7-8 フィリピンの家族類型別人口と世帯 (2010年)



図表2-7-9 フィリピンの地域別家族類型別世帯割合 (2010年)



家族類型別世帯数^(注5)をみると(図表2-7-8)、「夫婦のみ」と「夫婦と子」の世帯が少なく、「ひとり親と子」世帯が多いという特徴があります。「ひとり親と子」世帯は、外国人全体ですと2.4%ですが、フィリピン人は6.1%となっています。

「夫婦のみ」と「夫婦と子」世帯が少ないということは、フィリピン人同士の家族世帯が少ないということを意味します。一方、前述の在留資格別人口から、日本人と結婚している、あるいは過去に結婚していたか、日本人の実子を養育している人口の多さを指摘しました。「永住者」「日

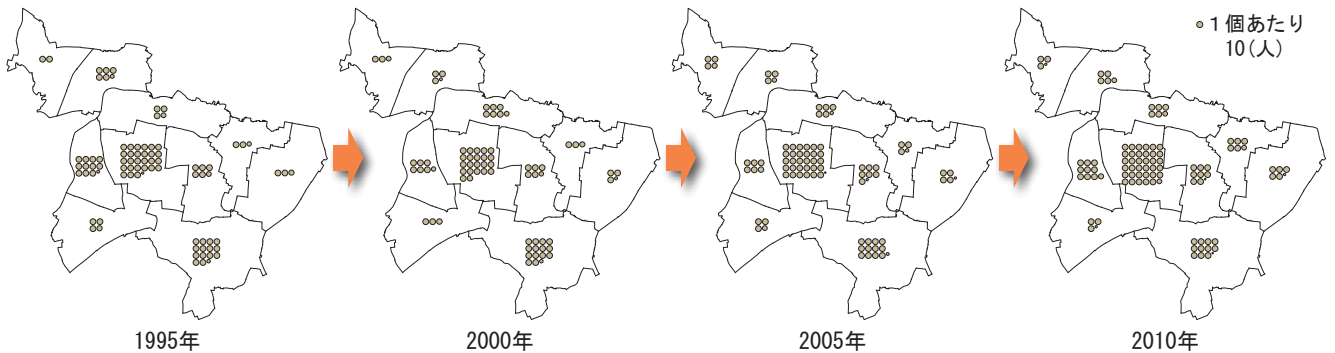
本人の配偶者等」「定住者」が7割を占めていることから、この「ひとり世帯」とは単なる単身世帯ではなく、日本人や日本国籍を有する子どもがいる混合世帯を含んでいるものと考えられます。同様に「ひとり親と子」世帯の割合が高いことは、必ずしもそれが実態ではなく、日本人と混合世帯である可能性もあります。

次に家族類型ごとに地域分布をみると(図表2-7-9)、「ひとり親と子」世帯の割合と世帯数がともに多いのは、大久保地域です。

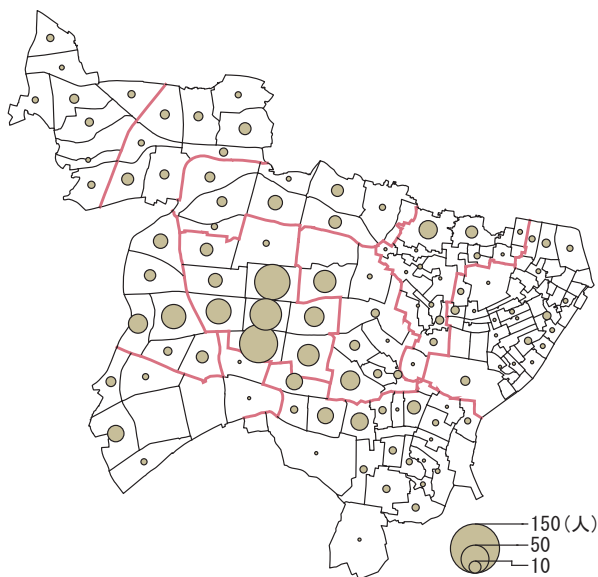
6 集住地域

- 大久保地域を中心に四谷・柏木地域に多く分布している。
- 大久保地域で多いのは歌舞伎町2丁目、大久保1・2丁目、百人町1丁目である。

図表2-7-10 フィリピンの地域別人口の推移(1995~2010年)



図表2-7-11 フィリピンの町丁別人口(2010年)



地域別人口の過去15年の推移をみると(図表2-7-10)、1995年から2000年に一度人口が減少していますが、大久保地域を中心に、四谷地域、柏木地域に多く分布しています。

町丁別にみると(図表2-7-11)、大久保地域では歌舞伎町2丁目(91人)、次いで大久保2丁目(79人)、大久保1丁目(63人)、百人町1丁目(40人)となっています。

上記町丁でフィリピン人口が多いのは、同地域に職場があるか、あるいは、外国にルーツをもつ子どもたちが多く通う保育園・幼稚園や小学校があるなど、外国人にとって生活しやすい環境があるからかもしれません。

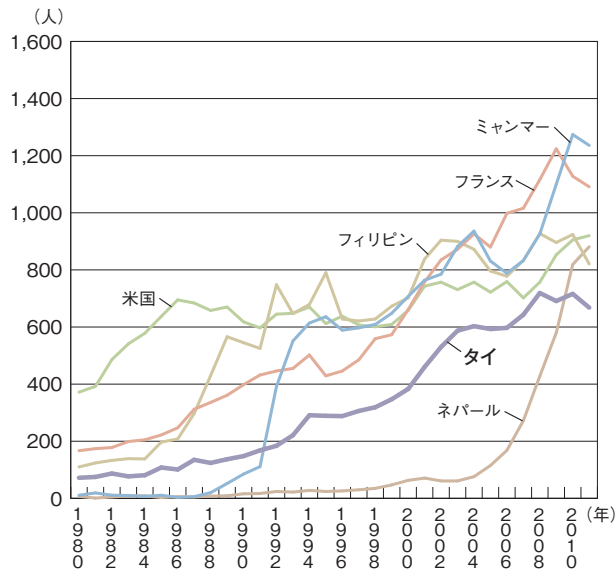
(注5) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

8 タイ (668 人 新宿区の外国人登録人口 2011 年 1 月 1 日現在)

1 人口の推移

- 2008 年までは緩やかに増加しているが、2008 年以降はほぼ横ばいである。
- 変動要因は就労資格^(注1)と「留学」「日本人の配偶者等」の増減と考えられる。

図表2-8-1 タイ人口の推移 (1980~2011年)



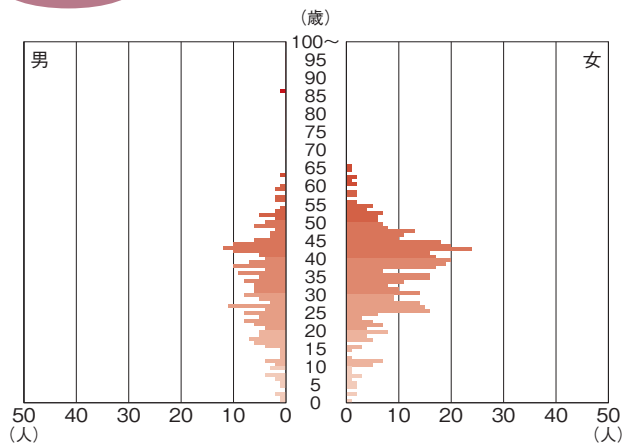
新宿区に住むタイ人の過去 30 年間の人口の推移をみると (図表 2-8-1)、2008 年頃までは緩やかに増加していますが、2008 年以降は増減を繰り返し、人口規模はほぼ変わらないという状況になっています。

2008 年以降、増減を繰り返している原因を在留資格からみると、影響要因と思われるのは、就労資格と「留学」「日本人の配偶者等」「在留資格なし」です。特に 2010 年から 2011 年にかけて 48 人減と 1980 年以来過去最高の減少人口となりましたが、そのおもな要因は、「在留資格なし」の減少です。一方で、「留学」も 10~20 人近い増減を繰り返しているため、タイ人の増減に少なからぬ影響を与えています。もう一つ「日本人の配偶者等」が減っています。フィリピンの項で記述したとおり、一部は「永住者」に切り替えていると考えられますが、2005 年から 2011 年にかけて、114 人から 77 人へと 3 割近い落ち込みをみせていますので、新たに「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する人が減っていると考えられます。

2 年齢構造と男女比

- 40 前後が最も多く、38~45 歳人口が全体の 3 割を占める。
- 女性人口が男性より多く、男女比は 2:3。
- 30 代後半~40 代前半のうち、男性では就労資格が多く、女性は「永住者」「日本人の配偶者等」が多い。

図表2-8-2 タイの人口ピラミッド (2010年)



年齢構造をみると (図表 2-8-2)、40 前後をボリュームゾーンとして、20 代~50 代前半くらいまでに幅広く広がっています。特に、38~45 歳の人口が多く、全体 (716 人) の 3 割を占めています。

また、男性に比べて女性人口が多いことも特徴の一つです。男性 258 人に対して女性が 458 人ですから、男女比は約 2:3 になります。

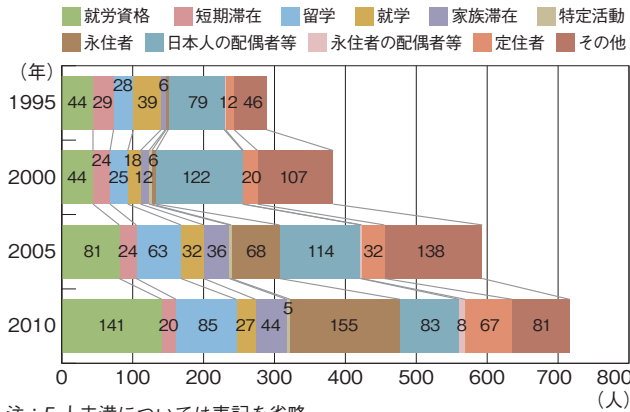
在留資格別にみると、30 代後半~40 代前半では、男性は就労資格が 6 割弱で最も多く、女性は「永住者」が 4 割弱、「日本人の配偶者等」が 2 割強を占めています。なお、男性の「永住者」は 1 割強と、女性の 4 分の 1 程度の割合となっています。

(注 1) ここでの就労資格は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能) の人口を集計しています。

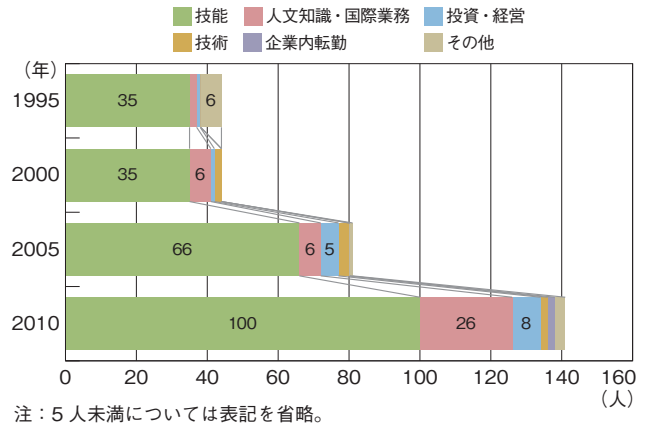
3 在留資格

- 就労資格と「留学」「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」が多い。
- 就労資格は「技能」が7割を占めるが、近年は「人文知識・国際業務」も増加している。
- 就労資格と「永住者」「日本人の配偶者等」は大久保地域を中心に、「留学」「就学」^(注2)は戸塚・柏木・大久保地域に分布している。

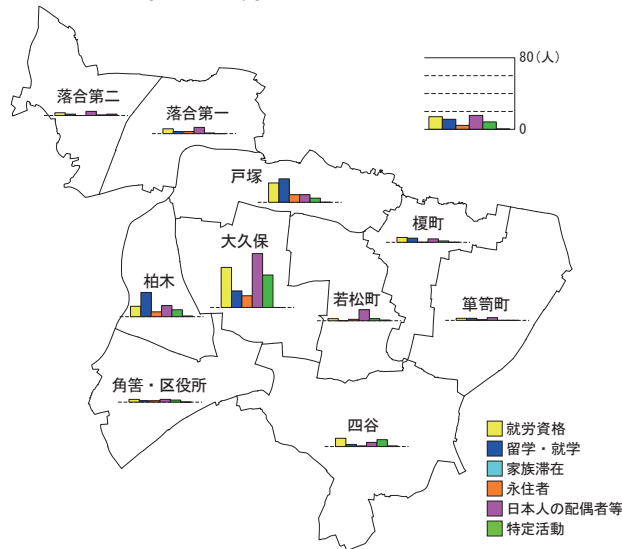
図表2-8-3 タイの在留資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-8-4 タイの就労資格別人口の推移 (1995～2010年)



図表2-8-5 タイの主な在留資格別人口の地域別内訳 (2010年)



過去15年間の在留資格別人口の推移をみると(図表2-8-3)、増加が顕著なのは就労資格と「永住者」人口で、減少が顕著なのは「日本人の配偶者等」です。

就労資格はその内訳をみると(図表2-8-4)、「技能」が圧倒的に多くなっています。これは、主に料理人だと考えられます。

なお、タイの料理人については、2007年11月に日タイ

政府が締結したEPA(経済連携協定)によって「技能」ビザの取得要件が緩和されました。通常料理人としての「技能」ビザの付与には、10年以上の実務経験が必要とされますが、タイ人については、半分の5年以上となりました^(注3)。ただし、新宿区においては、この協定締結による顕著な影響はみられません。

また、2005年から2010年の5年間では「人文知識・国際業務」も増加傾向にあることが、注目に値します。2005年時点では就労資格全体の7%程度でしたが、2010年は同18%と、就労資格全体におけるシェアも伸ばしています。

「日本人の配偶者等」は1995年から2005年の間に増えましたが、2010年には3割近くも激減しています。全国の国際結婚件数(妻がタイ人)も2000年をピークに減少傾向にあり、2000年の2,137件から2009年には1,225件にまで減少しており、全国的な趨勢とほぼ一致しています。

また、2005年から2010年には「在留資格なし」が激減していますが(図表では「その他」に含まれる)、その背景には、2004年に始まった入国管理局の非正規滞在者への取り締まり強化キャンペーンがあると考えられます。

次に在留資格別人口の地域分布をみると(図表2-8-5)、「永住者」「日本人配偶者等」は大久保地域が特に多くなっています。また、就労資格は大久保地域、戸塚地域で分布しています。「留学」「就学」は柏木地域で最も多く、次いで戸塚地域、大久保地域となっています。

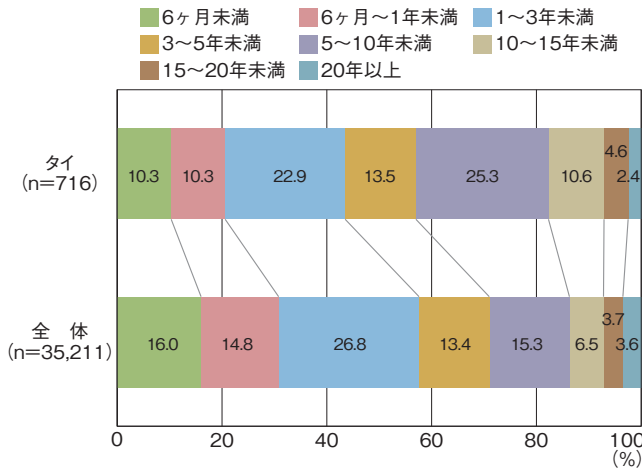
(注2) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けて集計しています。

(注3) ただし、1) タイ労働省が発行する初級以上のタイ料理人としての技術水準に関する証明書を持っていること、過去1年間に、2) タイでタイ料理人として妥当な報酬を受けている、または受けたことがあること、という要件を満たした場合となります。

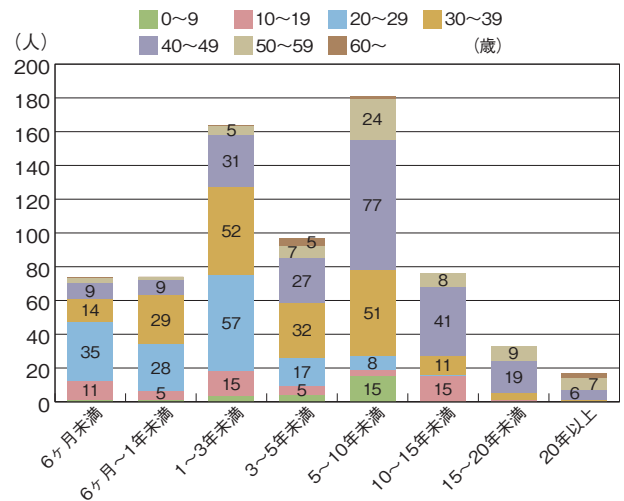
4 居住年数

- 居住年数5年以上の人口が全体の4割を占めており、4人に1人が中期居住者である。中期・中長期居住者の中心世代は40代で4～6割を占める。
- 短期居住者のうち、1年未満居住者の中心は20代で4割である。

図表2-8-6 タイの居住年数別人口割合（2010年）



図表2-8-7 タイの10歳階級別居住年数別人口（2010年）



注：5人未満については表記を省略。

居住年数別にみると（図表2-8-6）、居住年数5年以上の人口は、フィリピンに比べると若干下回りますが、外国人全体よりは多く、全体の4割を占め、比較的長期居住者が多くなっています。なかでも5年以上10年未満の中期居住者の割合が多く、4人に1人は中期居住者となっています。

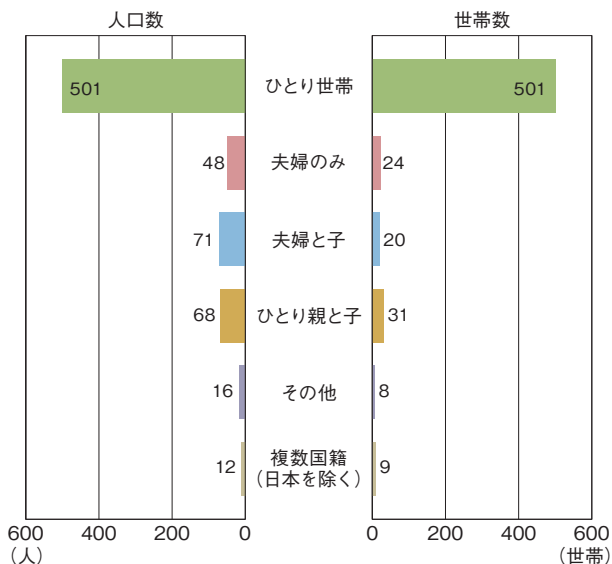
次に居住年数と年齢の関係を見ると（図表2-8-7）、「6ヶ月未満」では20代が5割弱、「6ヶ月以上1年未満」では20～30代が8割弱を占めます。

居住年数5年以上の中期・中長期居住者になると中心世代は40代に移行し、40代が4～6割となります。

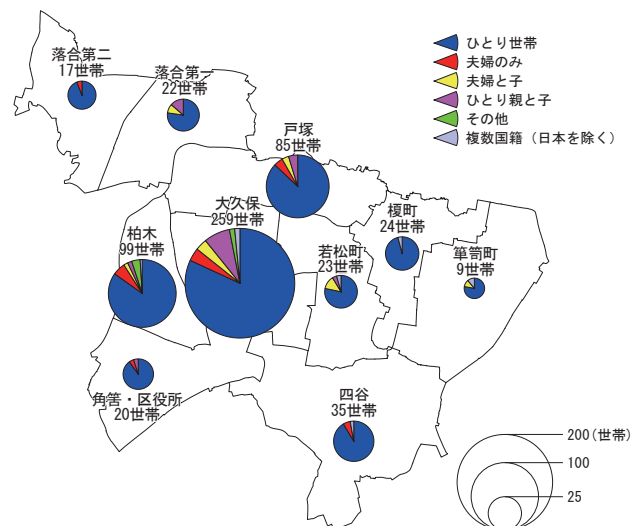
5 家族類型

- 「ひとり親と子」世帯が20世帯のうち1世帯あり、外国人全体より多い。
- 大久保地域は「ひとり親と子」世帯の数、割合ともに多い。若松地域と落合第一地域では「夫婦と子」世帯の割合が高い。

図表2-8-8 タイの家族類型別人口と世帯（2010年）



図表2-8-9 タイの地域別家族類型別世帯割合（2010年）



家族類型別世帯数^(注4)をみると(図表2-8-8)、「夫婦のみ」と「夫婦と子」の世帯より「ひとり親と子」世帯の方が多という特徴があります。「ひとり親と子」は、外国人全体ですと2.4%ですが、タイ人は5.2%となっています。

また、「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」が半数近くいることから、フィリピン人と同様に「ひとり世帯」と「ひとり親と子」世帯の中には、日本人との混合世帯や、

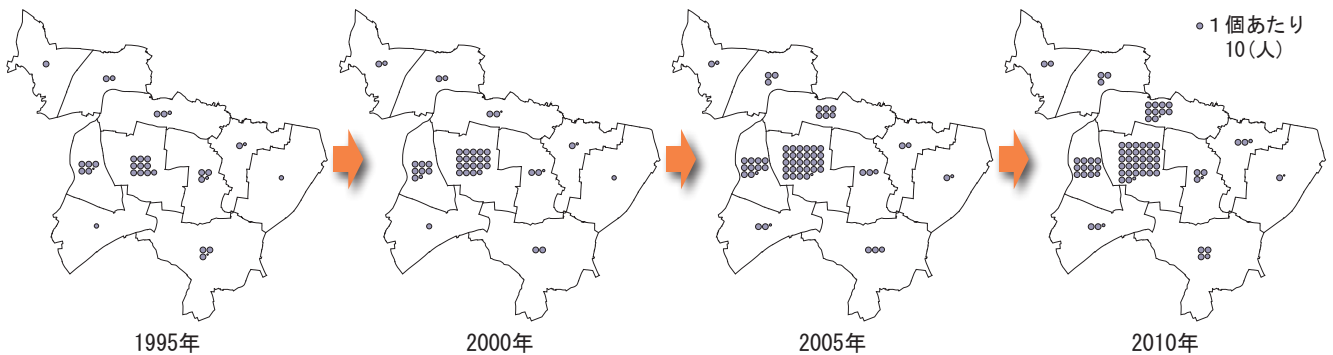
日本国籍を有する子どもを育てている層が含まれていると考えられます。

次に世帯数が20世帯以上ある地域で家族類型ごとに地域分布をみると(図表2-8-9)、「ひとり親と子」世帯の数も割合も多いのが大久保となります(7.7%、20世帯)。また、世帯数は少ないのですが、「夫婦と子」世帯の割合が高いのは、若松町地域と落合第一地域となります。

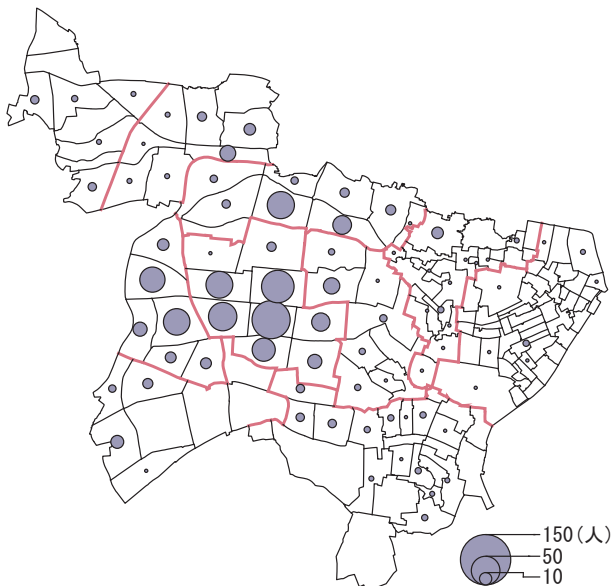
6 集住地域

- 大久保地域を中心に柏木・戸塚地域の人口が多い。
- 大久保地域では大久保1・2丁目や百人町1・2丁目、戸塚地域では高田馬場1丁目、柏木地域では北新宿1・3丁目の人口が多い。

図表2-8-10 タイの地域別人口の推移(1995~2010年)



図表2-8-11 タイの町丁別人口(2010年)



過去15年間の地域別人口の推移をみると(図表2-8-10)、大久保地域を中心に、戸塚地域や柏木地域で人口が若干ながら増加していることがわかります。

町丁別にみると(図表2-8-11)、大久保地域では大久保1・2丁目(計151人)、百人町1・2丁目(計93人)、戸塚地域では高田馬場1丁目(45人)、柏木地域では北新宿1・3丁目(計82人)が多くなっています。

大久保地域に集住しているのは、さまざまな理由が考えられますが、「永住者」や「日本人の配偶者等」が多いことから、フィリピン人と同様に子育て環境という観点からの選択が、また、就労資格、なかでも料理人と思われる「技能」が多いことから、職場に近いために住んでいることが考えられます。一方、戸塚地域で人口が多いのは、米国の場合と同様に学生が多いこともありますが、「技能」と「家族滞在」が多いことから職場の近くに家族と住んでいる層もいるためと考えられます。

(注4) 日本人は「住民基本台帳法」、外国人は「外国人登録法」という制度で新宿区に記録されます。このため、同一世帯であっても、見かけの上で「ひとり世帯」や、「ひとり親と子」となる場合があります。

在留資格について

在留資格とは、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）に基づき、日本に入国し在留する外国人に与えられる資格で、日本滞在の法的根拠となります。入管法で定められた在留資格は、大きく分類して [1] 就労が認められている資格（本レポートでは「就労資格」）、[2] 就労が認められていない資格、[3] 許可の内容によって就労の可否が決められる資格、[4] 身分や地位によって在留活動が認められている資格、に分類できます。一方、「特別永住者」とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）により永住を許可された人のことです。入管特例法により定める「特別永住者」は、入管法上の在留資格ではありませんが、一定の地位をもって日本に在留することができる法的地位である点において、入管法上の在留資格と同じ性格のものであります。

表1 入管法に基づく在留資格

在留資格の範囲内で就労活動を認められている資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外交官、領事官、外交使節と同等の特権や免除を受ける者（国家元首 / 閣僚 / 議会、国連事務総長等）およびその家族による活動。	外国政府の大使、公使、総領事等とその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府が承認した外国政府や国際機関の公務従事者とその家族による活動。	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関から公務で派遣される者とその家族	公用活動の期間
教授	日本国内の大学、大学に順ずる機関、高等専門学校での研究、研究指導、教育の活動。	大学教授、講師	3年又は1年
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学などの活動。	作曲家、画家、著述家	3年又は1年
宗教	外国の宗教団体から日本に派遣された宗教家による布教その他の宗教上の活動。	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	3年又は1年
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材などの報道上の活動。	外国の報道記者、カメラマン	3年又は1年
投資・経営	日本での事業経営の開始（起業）及び起業する外国人経営者の下での管理業務、日本企業の投資買収及び投資買収を行った外国人の下での管理業務、等。	外資系企業等の経営者・管理者	3年又は1年
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士などの資格を持った者が行う会計・法律上の業務。	弁護士、公認会計士等	3年又は1年
医療	医師、歯科医師などの資格を持った者が行う医療関連業務。	医師、歯科医師、看護師	3年又は1年
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究関連業務。	政府関係機関や私企業などの研究者	3年又は1年
教育	日本の小・中・高等学校、その他各種学校で行う語学教育などの業務。	中学校・高等学校などの語学教師等	3年又は1年
技術	理科系分野の技術・知識を要する業務。	機械工学等の技術者	3年又は1年
人文知識・国際業務	法律学、経済学、社会学などの人文科学的な知識を要する業務、または通訳・翻訳等の国際業務。	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	3年又は1年
企業内転勤	外国の本社 / 支店から日本の本社 / 支店 / 関連会社への転勤。ただし、その業務は在留資格「技術」「人文知識・国際業務」に要該当。	外国の事業所からの転勤者	3年又は1年
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動。	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	1年、6ヶ月、3ヶ月又は15日
技能	日本の公私機関との契約に基づく熟練技能を要する業務。	外国料理の調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属などの加工職人等	3年又は1年

就労活動を認められていない資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術／芸術上の活動、又は日本文化／技芸についての専門的な研究や専門家の指導を受けてこれを修得する活動。	日本文化の研究者等	1年又は6ヶ月
短期滞在	日本に短期間滞在して行う、観光、講習又は会合の参加、親族・知人・訪問など。	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日
留学	日本の大学、短期大学、専門学校、日本の大学や大学院進学に向けた日本語学校での予備教育課程で教育を受ける活動。	大学、短期大学等の学生	2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年又は6ヶ月
就学 ^(注)	日本の高校（又はそれに準ずる機関）、上記以外の日本語学校で教育を受ける活動。	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒	1年3ヶ月、1年又は6ヶ月
研修	日本の公私の機関で技術、技能又は知識の修得をする活動。	研修生	1年又は6ヶ月
家族滞在	就労が認められている資格、「留学」「文化活動」資格を持つ外国人が扶養する家族。	在留外国人が扶養する配偶者又は子ども	3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月又は3ヶ月

許可の内容で就労の可否が決まる資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。	ワーキング・ホリデー、研究者や外交官の家事使用人、技能実習生、外国人看護師等	5年、4年、3年、2年、1年、6ヶ月又は法務大臣が個々に指定する期間

身分や地位に基づき在留活動が認められている資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者（特別永住者を除く）。	—	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、又は日本人の子として出生した者、特別養子（実親と親族関係を終了する養子縁組）。	—	3年又は1年
永住者の配偶者等	「永住者」「特別永住者」の配偶者及び日本で生まれ在留している子。	—	3年又は1年
定住者	法務大臣が一定の在留期間を指定して居住を認める者（インドシナ難民及び難民認定者、日系3世、中国残留邦人など）。	—	3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間

表2 入管特例法に基づく法的地位を有するもの

資格	対象者	期間
特別永住者	戦前から日本に居住している朝鮮半島、台湾出身者で、サンフランシスコ平和条約（1952年）の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している外国人とその子孫。	無期限

(注) 2010年7月1日から「就学」に該当していた活動が在留資格「留学」に該当することとなり、「就学」が廃止され「留学」に一本化されました。しかし、本レポートで扱っている在留資格データは、2010年1月1日以前のデータであることから、「留学」と「就学」に分けています。

おわりに

本レポートでは、国籍を一つの軸に新宿区に住む外国人の特徴をみてきました。全体を通じていえることは、区全体で外国人が増減する要因は実に多様で、日本の出入国管理政策を中心とした外国人関連政策、各国の国内情勢や海外進出に関する政策、日本および当該国の経済状況、などの要因が複雑に絡み合っ変化することがわかります。たとえば2000年代初頭の韓国・朝鮮人口の増加は日本での韓流ブーム到来という日本の国内情勢と1997年のアジア経済金融危機から回復しつつあったという韓国側の経済情勢、という大きな要因が考えられます。また一方、新宿区におけるミャンマー人口の増減は、日本の難民制度及び出入国管理制度や、ミャンマーの政治情勢に大きく左右される部分があると考えられます。

次に、なぜ新宿区に集まるのか、あるいはなぜ新宿区のある一定の地域に集住するのか、という点については、国籍を超え、来日目的、子どもの有無、同国人のコミュニティの有無など、それぞれの属性（年代、性別、家族形態など）に応じて変化する、ということがわかってきました。たとえば、戸塚地域や柏木地域では国籍を問わず留学生が多くなっています。これは、その地域に留学生が通う大学や専門学校、日本語学校があるためだと考えられます。また、若松町や榎町、笹笠町地域では、どの国籍でも比較的子どものいる世帯の割合が多くなっています。たとえば、韓国・朝鮮では若松町に子どものいる世帯の割合が多いのは、韓国人学校があるから、フランスでは笹笠町に同世帯が多いのは、近くにフランス人学校があるから、など子どものいる世帯では学校の存在が集住の決め手になっていると考えられます。

以上のように、統計データからは様々な実態が浮かび上がってきましたが、依然として統計データだけでは、外国人の多様な実態に迫るには足りません。

そこで、来年の3月に発行を予定している第3回レポートでは、第1回と第2回の統計データ分析を基に、よりきめ細やかなインタビュー調査を行い、実態に迫っていかうと考えています。

既刊一覧

2008 (平成20) 年度
新宿自治創造研究所活動報告書
2009 (平成21) 年 3月

2009 (平成21) 年度
新宿自治創造研究所活動報告書
2010 (平成22) 年 3月

都市・自治にかかる情報と分析
ーデータの読み方ー
2010 (平成22) 年 3月

研究所レポート2010 No.1
～外国人WG報告 (1)
2010 (平成22) 年 12月

研究所レポート2010 No.2
～人口WG報告 (1)
2011 (平成23) 年 2月

研究所レポート2010 No.3
～集合住宅WG報告 (1)
2011 (平成23) 年 3月

2011

新宿自治創造研究所 研究所レポート

発行年 2011 (平成23) 年 11月
編集・発行 新宿区新宿自治創造研究所
(新宿区新宿自治創造研究所担当部
新宿自治創造研究所担当課)
住 所 〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
(新宿区役所内)
電 話 03-5273-4252 (ダイヤルイン)
F A X 03-5272-5500
E-mail jichisozo@city.shinjuku.lg.jp

新宿自治創造研究所

デザイン・印刷 株式会社信英堂

本誌は古紙を利用した再生紙を使用しています。

印刷物作成番号

2011-2-2201



新宿区はグリーン電力証書システムに参加し、年間100万kWhの自然エネルギー普及に貢献しています。

